

昭和五十年十二月

大館市史編さん調査資料 第十六集

大館地方資料文書

大館市史編さん委員会



2
0

目

次

慶長以來歲代記

大館舊記

諸色書留帳

慶長以來歲代記

はじめに

「慶長以来歳代記」（以下「歳代記」とす）は、半紙二ツ折、表紙はなく四十一枚綴り、鷹巣町今泉 武田治氏の所蔵である。去る昭和四十八年四月、鷹巣町七座地区の郷土史編さんに際し、同氏より提供された古記録の中の一冊である。「歳代記」の内容は大館町に関する藩政期の記事を主にしているから、当時、直接には七座の資料として活用できなかつたが、より広い観点から将来参考になると想え、氏に特にお願いして借用を許され筆写して置いたものである。

一般に鷹巣地方の農村地域に残つてゐる「年代記」「永代記」といわれる古記録は、その村の肝煎が事務処理上の便宜からまとめた部落の沿革概要といった内容のものが多い。内容はいたって地味な記事の連続で、大概薪山、草刈山、田畠、災害などのことに終始していたのである。この「歳代記」も近世前期の初めの部分はともかくとして、享保年間以降の記事は、右に述べた村々の記録にかなり近い線を示しており、従来知られている「大館旧記」や「沿革史資料」（大館戊辰戦史所収）に比べて興味がうすいと感じられるかも知れない。しかしその異質のところが、また見方によつては参考になる点もあるうかと思う。

「歳代記」の筆者は確実なことは分らない。大館町の^{じかた}地方役人の誰れかがということは、内容から推して一応の見当はつくがはつきりしない。

ただ次のことことが考えられる。最初の二枚に慶長以来の江戸期の年号がメモ式に簡単に記されている（翻刻は省略）。慶長から安永までは本文の筆跡とほぼ同一であるが、それに続く天明以降は大振りの文字で異筆と考へられ後年の追記ではなかつたか。それはともかくとして注目すべきは、この中で寛永年号の下に一箇所特に「寛永二五年甚内新町家持ニ成ル」と記していることである。おそらく個人的な家の歴史を語る小メモのつもりであろうが、ごく常識的にいえば、これが「歳代記」の筆者と何らかの関係を示唆するものではないだろうかと思つてゐる。なおこの「歳代記」は最後の筆をおくところがやあつけない。明和、安永の約二十年間位の記事は、さらに別冊に綴つた下巻が準備されたのではないかと考えられるが、今はその手がかりがない。

この翻刻ノートは四八年以來しばらく筐底に埋めていたものであるが、このたび大館市史編さん委員会のすすめもあつて原稿をお届けすることができた。大方の参考になれば私にとって望外の喜びである。なお、翻刻に当たつて、明らかに誤字と考えられるものは正字に、当て字その他は「ママ」と、脱字は「何々脱力」と、気付いた範囲内において、いずれもその字の右方へ小さく付記した。

昭和五十年十月一十二日

慶長以來歲代記

- 一、慶長五子年秋田城之助様御當國より奥州二春へ御国替被遊候
一、同七年寅常陸國より屋形様秋田江御國替被遊候 其節式部大夫様御國替寅年より松山ニ七年被遊御座 同十三年申年大館へ
御着被遊候三月三日
- 一、同七年寅年御分國中平均御竿被仰付御竿頭淡江内膳様
一、大館御城ハ浅利式部勝頼之城 式部様大館築直ニ被遊桂之城
申候由伝承候
- 一、寛永十七辰年二月廿四日 片町羽生主水殿屋敷より出火ニ而
大館御城下町迄無残焼失仕候 蟹燒と申火事之由
- 一、寛永十八年巳御国廻分部佐兵衛様御廻被候
- 一、慶安元年大館平均御竿 青野治郎様
- 一、寛永年中瓢山より宗福寺寺地御引被遊候 [移脱力]
- 一、寛文六年愛宕御建立被遊 愛宕ハ松山より御勧請 同年良風
院御建立被遊候 山館沢より御移り被遊候
- 一、寛文六年愛宕御建立被遊 愛宕ハ松山より御勧請 同年良風
院御建立被遊候 山館沢より御移り被遊候
- 一、同七年未年御順見佐々又兵衛様 松平新九郎様 中根宇右衛門様六月中御通被遊候
- 表右衛門殿 平塚小右衛門殿 山本右四人久保田御屋敷ニ而切
- 一、同年正月廿日宗福寺焼失
一、同九酉年松前夷峰起 ママ 夷之大将義経より十二代後胤チヤクシ
ヤ院と名乗申候
- 一、同十二子年横山久左衛門様 中田郷左衛門様初ニ組頭役被仰
付候
- 一、同五年南都御當國御境御論事ニ付江戸御檢使設樂市左衛門様 中山茂兵衛様 設樂源右衛門様右御二人御下り落着仕候
- 一、元和元酉年御順見安田甚兵衛様 佐々喜三郎様 飯川伝右衛門様六月十八日御通
- 一、同年今宮津正様御子息丑之助様共大館ヘ御預 中城角屋敷ニ
被指置候
- 一、貞享元子年 中羽立御閑所初ニ而御立被遊候
- 一、同二丑年部乗衆壹儀起 垂卯年迄三ヶ年掛け閑作兵衛殿 石井
表右衛門殿 平塚小右衛門殿 山本右四人久保田御屋敷ニ而切

腹

相勤候

一、元祿二已年六月晦日津輕兵庫様御父子越山へ夜中ニ御越セ七
月朔日ニ山田村へ御移 其後鷹巣村へ暫被成御座マツ凌へ御通被遊

候 津輕より御迎參御引返被遊候

一、同年四月十九日御城御柵御立替

一、同八年大飢饉ニ而翌子年諸人悉餓死仕 徒御公儀様悲人小屋
被立置候ハ而粥御施行被遊小屋場所ハ田町後 金坂八流下ニ被立

置候

一、同九子年亥年之飢饉ニ而諸人草臥 其上牛馬死候ハ而田畠ヘジ
き致候事不罷成すまき す植ニ致候得共 殊之外実法能く七月
中新物用意候

一、宝永元申年大館御分御高ハ御藏高ニ被召立御伝馬高ニ罷成候
一、同年江戸とね川御ふしんニ付御国中より高百石ニ付武百三拾
四匁ソウヲ宛御高割被仰付候 其節金役人ニ長兵衛 与兵衛肝煎
作右衛門所ニ而受取申候

一、同二年西年肝煎作右衛門籠舍被仰付候 右無調法ハ去申年起

返 休高御毛見高ニ入置掛御目ニ無調法ニ付籠舍仕候 右籠賄
諸入方共ニ高町兩割可相務由 丁代衆へ申候へハ丁代衆御申ニ
八 作右衛門殿籠舍仕候所高事ニ付候間右入方高方ニ而可相務
候 此末屋敷方ニ付右之通候ハハ町方可相務と申無拋高方ニ而

一、同三戌年肝煎久左衛門殿 篠舍被成候所先肝煎作右衛門桧御
材木御注進仕候ハ而右材木上納不致候ニ付 仮役相勤候故籠舍仕
候 右御賄諸入方前格之通高方ニ而勤候

一、同年作右衛門子供作之築殿鄉中相談ニ而肝煎仮役願申上候得
御代官浅原太五右衛門様御取上無御座候ハ而無拋長太郎殿肝煎願
申上候

一、同五子年不ニ山燒候ハ而大目普請ニ付 御分國中被仰付御國ニ
而高百石ニ付銀八拾匁ソウヲ被仰付指上申候

一、宝永五子年当所平均御竿被入置 御本高式千八拾石余外ニ開
高四百五拾石打くるミ本免六ソウ成ニ候 此度御竿改高千七百拾
石九斗八升壹合 但本田古開新開共ニ入 新免本田古開ハ五ツ
七歩成り 開ハ四ツ五分ニ罷成候 御檢使大貫新左衛門様 石
井徳右衛門様 戸崎藤兵衛様 村上兵部右衛門様 熊谷甚内様
右五人御出被遊 御宿下町市左衛門ニ御座候

一、宝永七寅年御順マツ見北条新左衛門様 新見七右衛門様 細井佐
治右衛門様御出被遊候 宿齋藤作之丞 金屋弥二兵衛 米沢長
兵衛所ニ御座候

一、享保元申年薪山願申上候得ハ長木沢之内青倉沢 比内倉沢被
明不候 御檢使八代角助様 黒沢治右衛門様 湊伝内様御出被

遊候

一、同三年戊年御公儀様御台所御手詰り被遊候 二付 高百石 二付
米五石宛御取上被遊候

一、同年御順見有馬内膳様 小笠原三右衛門様 高城孫四年様御
通被遊候 宿齋藤作之丞 笹谷久左衛門 丸岡藤四郎右三人ニ

御座候

一、同年三ノ丸御藏御立替之節郷藏御借上被成候 御藏敷壹石 二
付 壱升ツツ被下置 藏宿山元又右衛門 二番共 二為致候様被仰付

候

一、同年追高村々より高割ニ願申上候 二付 当所ハ町並ニ而余郷
と相違錠當ニ相勤候間高割願へ落合申間數段申候得ハ 御代官
様御申ニハ大館相除候而ハ御取上不被成段御意被遊候 二付 丁

代衆慈悲願くれ候様肝煎衆へ御願被成候間無拠願申上候

一、享保八卯年慶安元年より荒地川欠起返リ場御公儀様より御代
地被下候 二付 御城様より御調被遊候 右御檢使安土三左衛門
様、青柳形右衛門様 青柳善七様 田口八右衛門様右四人御出
被遊候 御賄入方御城ニ而被遊候外入目ハ郷中ニ而相務申候

宿馬町五郎兵衛所ニテ御百姓之内下町新右衛門 田町専助肝煎

代ニ指出申候 右両人賄ハ郷中ニ而相勤申候 其已後久保田御
檢使高橋惣兵衛様 吉田清兵衛様 湊伝内様御出右場所御改被

遊候 右御改被成候所ニ柳立林之内間候無調法ニ付 符人より

壹貫文 肝煎衆両人より壹貫文都合式貢文過科被仰付候 此末
右場所開候者ハ曲事ニ被仰付可申段被仰付候 右之趣立林役人

吟味申答ニ候

一、同九年御郷役銀五斗米代銀之内半分米ニ而被仰付候儀 二付
七日市肝煎兵吉 当所肝煎孫八両人罷登申候 諸遣入方両比内
中物割合ニ罷成候 尤半分銀ニ而年内上納仕残半分米拵壹石 二
付 拾六匁ニ納申様ニと被仰付翌年夏中米ニ而上納申候 尤年内

米相場壹貫五拾文 銀壹匁ニ付九拾五文替勝手之様ニ相見得候
得共 右能代ヘ上納仕候得ハ御物成同前ニ拵 石ニ付四升五合
之勘米掛 其上運賃諸入方共ニ石ニ付百五拾文掛申候得ハ大目
不勝手ニ相見得候

一、享保十巳年薪山願申上候 御檢使丹仁右衛門様 小松三左衛
門様 戸嶋造酒様御出被遊 長木沢之内長内御明被下候 前御
明被下候青倉沢 比内倉沢ニケ所御留山ニ罷成候 同年惣高調
御用吉田清兵衛様 国安善治様 折内小左衛門様御出被遊候
御賄御帳戻村ニ割合仕候

一、郡村御用ニ真崎五郎左衛門様 田崎治左衛門様 御絵師狩野
弥平二様御出被遊候 御宿下町市左衛門 徳右衛門 御檢使高
橋惣兵衛様 小嶋文藏様御出被遊候 宿下町徳左衛門 右御賄

入方共ニ拾七ヶ村惣高九千石割合ニ相務申候 山中御賄ハ雪沢
村 白沢村右両村ヘ頼候而御老人老夜登飯共式百文宛ニ相渡申
候 右割合村々大館町御帳尻餌釣村 山館村 扇田村 独鉛村
新館村 片山村 沼館村 尺迦内村 ^{ママ} 松峯村 松木村 粕田村
長走村 白沢村 茂内村 新沢村合十七ヶ村 尤大館御逗留御
帰被遊候 御泊り御賄共惣村割合ニ罷成候

一、享保十一年肝煎長太郎病身ニ而役義被仰分候 子共作太郎跡
役願申上候所ニ早速被仰付候

一、同年江戸御薬用御用ニ丹羽正伯様御通りニ付 御代官様御加
勢杉山与市右衛門様 石井八右衛門様 片岡幸右衛門様右四人
御檢使ニハ高橋惣兵衛様 仁平喜右衛門様 其外久保田御手代
三人 ^{ママ}町膳使六人 諸役人夥數參候 御賄迷惑致候間 御拝借
五拾石願申上候ヘハ御吟味之上 式拾石三ノ丸御米蔵より御貸
被下候 内拾石ハ入方ニ被下 残拾石拾ヶ年符^(賦)ニ被仰付候

一、同年八月三日丹羽正伯様 御弟子多木正負様 田村貞庵様右
御三人上下九人 津軽碇ヶ関より綴子村ヘ御通右村ニ御泊リ被
遊候 御昼食ハ当所ニ而相務申候 馬次ハ白沢村より川口村迄
大館人馬川口ヘ相詰 右村より綴子村迄相勤申候 其節扇田村
より御地走^(參)真崎五郎左衛門様御医者玄的様御出ニ候 右之衆
御通被遊候ニ付 街道橋々御吟味之節 板子石村より釣迦内村

之間ニ橋式ヶ所大館丁場ニ御座候而掛置候様ニと ^{ママ} 尺迦内板
子石より御代官様へ願申上候ニ付當所ヘ被仰付候故 右場所見
分仕候得ハ 右両所共板子石村田地水掛リ之関ニ而右村江被仰
付被下候様ニ願申上候得ハ 末々共ニ板子石村ニ而橋拵申様被
仰付候

一、享保十二末年三月十五日御境御見分ニ 今宮大學様 真崎五
郎左衛門様 山方清兵衛様 小嶋文藏様御出被遊候 山田村よ
り粕田村ヘ御通り 当所ハ御昼食相勤申候 歩伝馬之儀ハ屋敷
並ニ而相勤申候

一、同八卯年三月十四日津軽土佐守様御通被遊候所 大洪水ニ而
早口村ニ御壹宿被遊候 道橋大目損シ申候故 二井田村ニ御代
官様被遊御座候間右願ニ長百姓武右衛門 甚内兩人罷越候 然
ハ加伝馬渡役人柳橋与右衛門様 小山弥兵衛様より被仰付候ハ
大目洪水ニ而舟渡等不罷成其上大館より参候人馬共ニすくみ明
朝出立御用ニ相立申間數候間 早々肝煎長百姓共ニ罷越申様ニ
と被仰付候故 役所ニ而寄合肝煎衆丁代衆長百姓共ニ無残早口
迄罷越申候 尤杖突共ニ召連參候 川口村ニ而御伝馬御役人様
被成御座候故願申上候ハ 大目洪水ニ而人馬共ニ草臥迷惑仕候
間馬者綴子村迄遣申儀不罷成候間 加入足被下候早口村川向
迄送リ届申度と願申上候所ニ 川口村より人足百人 山田村よ

り百人 岩瀬村より百人都合三百人加人足被仰付早口村川向迄
送り届ヶ申候 尤綴子村ニ相詰候人馬早口村川向迄參候間右御
荷物引渡申候 川御奉行岩瀬村ハ武石長左衛門様 早口村ハ長
山七郎兵衛様御勤被成候 尤当所より相勤人足ハ高町両割ニ而
為致候

一、享保十二年阿部友之進様御薬草御用江戸表より御出被遊候

当所ニ御一宿御宿笛谷久左衛門 御代官様御宿山田や五郎兵衛
右御賄諸入方高町両割

一、享保十三申年御境御役人様鷺尾彥九郎様御上下六人 御物書

渡部春八様上下式人 段々諸山御見分被遊當所ニ御一宿被成候

而鳳凰山御見分被遊候ニ付 五人衆之内石井佐治右衛門様 拾

八衆之内富山作助様 御山見作之亟殿 庄右衛門殿參候 肝煎

代役所吉兵衛參候 長百姓五六人參候 御宿笛谷久左衛門

一、同年七月廿六日洪水ニ而大留破、十子町家八九軒流失申ニ御

足輕役羽生縫殿之亟様 江幡隼人様御出 当分柵土俵ニ而拵

久保田より林多左衛門様 当所より安土三左衛門様御出御ふし
ん被遊候

一、同拾四年酉正月廿三日御高調ニ庄司隼人様 安東作左衛門様

安東茂左衛門様御出村々共ニ古開本田並と御野帳直シ申候 右

賄諸入方ハ村々古開高ヘ割合仕候 二月十日ニ御立被遊候

一、同年荷上場村去申年ノ洪水ニ而欠込候而往還通用不罷成候ニ
付 当六月中より御ふしん被仰付御吟味御役那可惣助様 御檢
使黒沢忠兵衛様 茂木勘右衛門様 御奉行坂七兵衛様 近藤喜

兵衛様御出被遊御相談之上 山本郡ニ而御普請人足繩表マニ不
罷成候ニ付 秋田郡阿仁比内割合ニ而繩俵被仰付七月中荷上場
ヘ相納申候

一、享保十四酉九月中御代官疋田太郎右衛門様大阿仁南比内御扱
所被仰付候

一、同 小室権之亟様小阿仁北比内御扱所ニ被仰付候

一、同八月廿三日中町九郎左衛門家屋敷之儀ニ付肝煎衆御兩人

丁代新右衛門 馬町市郎右衛門 中町庄兵衛 新町伊右衛門遠

慮被仰付候

一、同九月五日右之儀ニ付肝煎長兵衛 久左衛門 丁代庄兵衛

九郎左衛門、大町与兵衛御召ニ而罷登申候

一、同月廿三日長兵衛 九郎左衛門 庄兵衛籠舎被仰付候 久左

衛門禁足肝煎役御免 九郎左衛門家屋敷与兵衛ニ被仰付候而受
取候 按足仕候長兵衛籠賄諸入方町並ニ而相務申候

一、同廿九日御町役山田重左衛門様 山方平兵衛様御改易被仰付

候

御檢使黒沢又兵衛様 江畠隼人様 細谷伊右衛門様 安嶋弥織
様被仰付候 前小屋波負様ハ蟄居ニ而狩野与十郎様へ御預ヶ被
成候 右壱儀ニ付下遠采女様四ヶ壱 山方善右衛門様三ヶ壱
前小屋喜弥太様半知 小林兵左衛門様半知ニ而蟄居 平川久左
衛門様御かいゑき被仰付候

一、享保十四酉九月一日金屋弥治兵衛 長井嘉左衛門肝煎仮役御
代官様より被仰付候 此方御役人様へ御相談ニ而

一、肝煎長兵衛籠舍御免役義被召上 久左衛門禁足御免右同断
庄左衛門籠舍御免丁代役被召上 九郎左衛門籠舍御免御所御払
被遊候

一、享保十六亥年玉林寺建直リ申候 十一世知山和尚代
一、同年下町藏右衛門 通町祐元右両人大日御物成掛ケ有之候而

御披露罷成候所 翌子之極月被仰付候ハ両人田畠御取上郷中江
御預被遊候 御物成御小役共ニ七ヶ年符ニ被成下候 両人家屋
敷ニ御構無之候

一、同年八月中大留御普請被成置候 諸色御買立ニ而御手前御賄
二而通町ニ被御座候 御檢使丹仁右衛門様 御奉行ニハ加藤平
左衛門様 岩谷喜惣右衛門様 当所より芳賀内匠様御出被遊候
一、同年六月中高公事願申上候小百姓御吟味被遊候 南御代官堀
尾武左衛門様 此方御代官高畠弾平御両人御出合被遊候

一、同年薪山願申上候得ハ長木沢之内長沢 軽井沢被仰付候而九
月二日御檢使豊嶋太郎兵衛様 杉山六之助様 小沢庄吉様山本
へ御出被遊御山守久右衛門 治左衛門呼候而被仰付候

一、同九月六日右御三人御帰リ被遊候而高公事願之儀御吟味被遊
惣町より書付御取上 町々絵図迄御取被遊候而十三日ニ御帰リ
被遊候 宿大町長兵衛相勤申候

一、同月八日大留御ふしんニ付那可惣助様マツ御奉行大川市兵衛様
御檢使石井徳右衛門様御出被遊候 御手前御扶持木貨ニ而被成
舞申候 役人下町徳左衛門 田町弥右衛門両人 大工宮内左衛
門 権兵衛相頼申候

一、同十八丑年夏中江戸御堀こみ揚御普請被仰付候而高百石ニ付
銀式百匁宛惣村江被仰付無残上納仕申候

一、同年四月廿八日檢使戸嶋弥太右衛門様 豊嶋太郎兵衛様 戸
嶋造酒様、日野清左衛門様 小泉伝内様 杉山李之助様式組
而上下拾三人御出 宿大町長兵衛 高町諸公事御吟味被遊候而
川原町より下町迄屋敷高御免被成下 其上諸公事川原町下町兩
町ニ而丸屋式拾軒之諸公事相勤候様ニ被仰付候 此末明屋敷ヘ
家移候共右式拾軒之定式ニ而可相勤被仰付候

一、町々ハ此末市立候共町用御用之ためニ 月々立候所之町より

見せ貨取得而御用諸達可致被仰付候

一、郷藏より御物成之内米拾石宛年々町方へ相渡可申被仰渡候

品ハ右米並ニ市之見せ貨ヲ以役所遣御用足シ目ニ可仕仰付候

一、享保十八丑十月より被仰付候 每月二日 十二日 廿二日相

立 月ニ六さいの市ニ罷成候 外ニ 十二月廿一日 廿三日右

兩日ハ大町ニ而相立申候ニ御座候

一、同年より御餌刺御賄入方 浅表入方 寒雉子割共ニ高方より

相務申候被仰付候 役所ふしん入方ハ高町両割

一、享保十九寅年那可惣助様 御檢使石井徳右衛門様 志賀多助

様 御奉行大川市兵衛様 坂七兵衛様右五人御出被遊 十狐町

欠屋敷下川原町後より田町渡り迄御普請被遊候 其外壱本杉下

より十狐町後迄所々大森為突 森より川端方馬放シ場被下候

森より町之方御立林ニ被仰付候 片山下御本田閑十子町より上

ミ所御茶や孫右衛門屋敷之内新関堀替申候

一、同年位上り田地願申上候得ハ御檢使茂木勘右衛門様 高久喜

平太様御出被成 右場所御見分被成御吟味ノ上 久保田表より

寅年より午年迄五ヶ年之間壹ヶ年米三拾石宛御肴赦米被下候

一、同年草不足ニ付願申上候得ハ御檢使豊嶋太郎兵衛様御出御見

分之上 上羽立御取上被遊候而小滝長根之内両平通御明被下

鎌手銀百匁ツツ被仰付候

一、享保十九寅年高畠彈正様より十月中被仰付候者 当年より十

五年内ニ今迄有来候家も萱家ニ可致由 猶新家立替も萱家ニ可

致由被仰付候

一、元文元辰年五月中洪水ニ而御材木壹万程流失仕候 米沢長兵

衛ニ請合候得共上納成兼候而鄉中へ願申出候 本郷中ニ而請合

候事ニ候故無拵取集上納致 御掛リ之分御本米年符ニ願申上候

而相済

一、元文二巳年七月十六日大洪水ニ而芳々川欠有之 当所之内三

ノ丸坂夥敷損シ御城様江被仰立候而御普請奉行小野崎才治様御

出被遊候

一、同年御代官高畠彈平様御役替リニ而小内助右衛門様被仰付

一、同年御公儀様より御貸米御買立被仰付中米壹石ニ付銀三拾武

匁相場被仰付候得共 当所相場ニ引合不申郷藏ニ而石ニ付三拾

五匁ニ買立申候 翌年春中より村々へ御貸付被仰付候

一、同年一切雪ぶり不申極月廿七日市へ參候在郷衆すわらしひ而

往来申候 田畠へ馬ニ而こい送り 津軽南部も馬足通用致候

一、元文二巳九月六日能代火事 同十二月四日湊火事 同十一月

廿四日久保田火事茶町大町無残焼失

一、同三年十一月三日夜九ツ時ニ大工町三之亟火本ニ而四丁小路

共焼失 錫治町大町片側残り申候 □□等 ^(二字不詳)ニハ子細無御座候

御内町分ハ早坂重右衛門様 高山立的燒失 其節御代官小田内助右衛門様 ^{ママ}尺迦内村より御出被遊 在々へ被仰付小屋道具參候翌四日より十九日迄御帳尻村々江 一日十五人宛人足為相詰問御伝馬諸公事勤申候 並ニ田町下町大町残候而同前ニ諸公事相勤申候

一、御代官様被仰付往来御伝馬共ニ 尺迦内村より川口村迄 川

口村より尺迦内村迄往還御伝馬為相勤申候 燃跡調御檢使黒沢

忠兵衛様 川井権右衛門様 小泉伝内様御三人十一月十三日ニ

御出 宿大町与左衛門相勤申候

一、同十二月四日より御城様より十日迄一日老虎 ^{ツツ}御燒出し被

下置申候

一、御公儀様より御救米御拝借米共ニ百拾石余被下置 高三石以

上御拝借 三石以下御救米被下置申候 右ハ午十一月十六日より未之正月十六日迄六拾日被下置候

一、右焼失 ^{二付}惣酒屋より御役銀御免被成下度段願申上候 酒屋

之内作兵衛 基内兩人罷登候而段々御訴訟申上候 ハハ 右銀三

貫六百拾五匁之内式貫匁御拾被下残壹貫六百十五匁上納申上候

一、寛保元西年三月十七日津軽出羽守様御通被遊候 御家中佐藤吉兵衛様跡付箱早口村ニ而紛失致候 右御荷物付候ハ下町佐左

衛門ニ候 其節より五人組へ預ケ置 四月五日繩下タニ致久保

田ヘ為登籠捨ニ籠成申候 御町在々共ニ家さかしニ御座候

一、同年十一月中早口村長兵衛右跡付箱盜候儀相知候而 御代官様御足輕御召連御出被遊則繩下ニ致久保田ヘ為御登籠舍為致候其後早口村と岩瀬村之境ニ而御仕置被仰付候 右跡付箱入候脇指壱腰 小判壱両糠沢村喜兵衛調候而御代官様へ指上候 右為

御褒美喜兵衛ニ銀百目 子共ニ式百目都合三百目被下置候

一、右之儀 ^{二付}大館町肝煎五郎兵衛 繼子村肝煎八郎兵衛久保田

江御召ニ而 右跡付箱大小金子 きせる共ニ肝煎兩人ニ被仰付

津軽江為返申候 惣入方家並三拾八歩 半在家十九歩 ^{ツツ}

被遊夥數盤昌仕候

様五月御誓居被遊候

一、同年遊行上人様御通被遊候 宿青山清七

一、同年五月廿八日より六月廿日迄三七日松峯山御不動様御開帳

被遊夥數盤昌仕候

一、同式丑 ^{年脱}五月十三日尾形様少将様御位被為遊候 其年四月中よ

り錢座必止と相止申候

一、同年四月十日松前御形様京都江高野少将様御縁組ニ而御登

当所御宿青山庄右衛門相勤候 外ニ被張置候御幕夜中四五ヶ所切破候ニ付当所ニ而御訴訟申上候得共相済不申候 御本陣名代

金屋弥治兵衛迄罷越御訴訟申上漸相済申候

ニ付御救米願申上候得者 御檢使被下置御吟味之上 家持高三

一、同年寅五月廿日御順兒様御通 山口勘兵衛様御宿青山庄右衛門

石以下之小百姓壹目一人式合 ママ廿日分 水呑家持 ニハ十五日

細井金五郎様御宿木村八郎兵衛 神保新五左衛門様御宿桑名庄左衛門 尤歩伝馬之儀先格之通加郷より相詰申候 夥數人

分 名子借家へハ十日分 右之通被下置候

足 ニ面下筋者野宿仕候 道橋者殊之外御吟味 极所丑ノ年より

久保田役人衆御出 御本陣米沢長兵衛 山田五郎兵衛 青山庄右衛門右三軒御拵被遊出来致候所 長兵衛 五郎兵衛焼失致候

二付 俄ニ御本陣庄左衛門 八郎兵衛御扱被遊候 尤御間合御用ニ新町丁代清吉 長百姓甚内兩人仙北横手町迄罷越段々聞合書付 致持參仕候

一、同年当所御組下衆武芸内覽御家老江被仰付候所ニ 御組下衆

御聞濟無之沙汰 ニ成 翌卯年久保田より石塚孫太夫様 平本才

歲様御出被遊御取持被遊候得共相済不申候 其後諸役人衆數度

御出被遊内見之儀相止申候 此年一心院退院 御家中廿四人御忠義申上候所ニ還而不忠義ニ罷成候 御組下之内大沢主水様

青柳文左衛様取合 ニ面 文左衛門様主水様江打付候而御病死被

成候 其後文左衛門様切腹被仰付則御宅 ニ面

一、延享四卯秋中不作 ニ付秋米貰八九百文仕候 春中より永荒

ニ御座候故九月頃より悲人乞食夥敷出候 翌辰ノ春中迄倒死

毎日之様ニ御座候 辰夏中米四貫文迄仕候故当所之端々手詰り

毛見願申上候

一、寛延元辰荷鉗小掛御留山江火入 式里四方程御材木焼失仕候

一、同ニ巳年六月六日より土用ニ御座候所 土用中長雨 ニ面其上

東風 ニ面秋中稻一切かかみ不申 半分余之青立 ニ面御毛見願申

上候 夥數諸人難儀仕候

一、寛延三年八月江州日野町中井三郎右衛門と申者当国江前々よ

り香具商ニ罷下候所ニ 売当所ニ御座候ニ付 江戸表ヘ願申上

八判申請相下り候由 肝煎五郎兵衛殿へ直々罷越候所 誰宿ニ

候哉宿ヲ以願申出候様ニ申候得ハ罷帰リ 江戸表ヘ罷帰リ御

披露申上候所 右掛け人数へ江戸表御召ニテ 当所よりハ大町

清右衛門 新町助右衛門 肝煎役ニ面五郎兵衛殿右三人 扇田

より肝煎共ニ三人 其外阿仁秋田郡仙北共ニ肝煎拾老人 掛り

人数廿六七人都合四拾人程 久保田より十月十八日ニ出立 江戸表ヘ罷登 御奉公衆御足輕衆五人被付置道中御旅籠御昼食共

二被下置候 肝煎へ 軽尻壱正ツツ行帰リ被下置候 江戸表首 尾克相済 右雜用之分御捨被下肝煎五郎兵衛遣残高六拾貫文余
ニ御座候 是ハ御調帳惣家数四百拾壱軒へ割付 家並九十八文 ツツ 翌二月中帰国致候

一、寛延四年未ノ年善光寺町中無残焼失本堂ハ残リ申候
一、同年五月十八日屋形様御入国被遊候 尤御当所殿様五月十二日御発足被遊 十五日ニ久保田御着被遊候 当所三の丸四人衆古内織部様 御組下惣御名代根本清兵衛様御出被遊候 御國中より拵見ニ夥敷久保田罷登候而殊之外賑敷御座候 尤六月十八日殿様御帰被遊申候

一、同年五月廿五日夜大地震ニ而 越後国高田柳原小平太様之御領夥敷ゆり崩候而 大勢死人有之大騒動ニ候

一、同年草飼不足仕候ニ付願申上候得ハ 御檢使田中市郎左衛門様 吉川伝八様御出被遊候 山館沢之内やふしろ沢より真木沢 小割沢 燃山沢 上大台之沢右五ヶ沢當所之高持拾石より三石迄御百姓江朝草堀通御明ケ被下候故 右御詰開ニ當所御百姓之内甚内 弥兵衛兩人閏六月廿八日ニ罷越申候 尤板判拾板相渡申候 鎌手銀ハ十丁分ニ而文銀拾匁被仰付候 尤閏六月廿六日ニ御町送ヲ以被仰付候ハ五月朔日より八月晦日迄年々被明下候

一、雪沢上羽立台草飼山毎度より被明下候故御返上申上候 山館村ヘ相渡候手形之事 中市郎左衛門様 吉川伝八様御出御見分ノ上 草飼入会申付相定之通〔左脱力〕

一、板判拾板慥ニ受取申候 右板判朝草刈ニ參候者其元ニ而御吟味可被成候 万壹板判持參無之者ハ草御押可被成候 但不様ニ急度留置可申候 右道外脇方より一切道付申間敷候馬壱正壱人壱駄ツツニ御座候

一、此度新道被付置候道ハ八月晦日過候ハハ 右道より通用不様ニ急度留置可申候 右道外脇方より一切道付申間敷候一、右入会草一通ニ御座候 焚用等相成候此筆等ハ一切刈申間敷候

右之通違乱為無之始斯ニ御座候 以上 寛延四年未七月廿四日

大館町 肝煎 同 長百姓 山館村肝煎小左衛門殿 入会村々肝煎衆中 同村長百姓衆中

立山も只今迄之通被明下候 尤鎌手銀ハ壹ヶ年貰文ツツ被仰付候

一、寛延四末六月廿八日当所肝煎五郎兵衛殿御病死仕候而子供善兵衛跡役ニ願申上候得ハ十一月三日ニ被仰付候

一、同年津軽より立原武左衛門様久保田江御入国之御使者ニ御出被成候

一、宝曆式申正月十八日当所平均御竿願ニ肝煎嘉左衛門 下町市郎右衛門 新町甚内右三人久保田罷登リ御代官小田内助右衛門様ヘ願書指上申候

一、同年夏中早口村平均竿ニ而丹仁右衛門様御組合五人御出被遊候

一、同年八月中支郷式ツ屋村御開之儀ニ付肝煎兩人遠慮致候ニ付
仮役新右衛門 基内相勤申候

一、同年九月十七日御毛見御用田中市郎左衛門様 助川清右衛門様 近藤平九郎様御出被遊 同十月中旬薪山ヘ御出被成願之通長沢御明ケ被下置候

一、宝曆三酉八月中当所大町新七 清兵衛 新左衛門 金右衛門

八郎兵衛 七郎右衛門 惣助右七人久保田ヘ質屋開願ニ新七

新左衛門 金右衛門三人罷登御注進之所ニ 当所質物右七人ニ

而受合 久保田江年御銀壹貫目指上 当所御伝馬屋敷ヘハ五拾

貰文ツツ年々指出申候之御注進申上候 然者当所御城様ヘ御訴

不申上ニ付無調法ニ罷成 十月廿一日より私慮致候而十一月八

日入寺ニ罷成十五日ニ御免 質物之儀ハ只今之通り勝手ニ取候様被仰付候

一、宝曆四戌年正月六日久保田御代官小田ノ内助右衛門様御病死被遊 同十九日長百姓与五左衛門御悔ニ罷登申候 御香代銀五十匁指上候 寄郷支郷よりも五十匁指上候 右跡役那可甚左衛門様御出被遊候故肝煎嘉左衛門 長百姓利左衛門御詰開罷登申候

一、同五年五月廿三日之大雨ニ而廿四日大洪水候而大川目通夥數破損致候 荷上場村九十二間^(軒) 横岩村拾壹軒流失仕候 其外芳ママ々之痛ニ御座候

一、同年久保田川又善左衛門様御出被遊被仰付候ハ 於御公儀御財用殊之外御手遣ニ而御知行之内御開高被下置候次第ハ 諸侍

ハ高壹石三百目 御百姓町人ハ高壹石ニ付四百目ニ永々可被下置候 望之者有之候ハハ誰レ成共不苦候間願申出候様ニ被仰付岩瀬村武助式百目 大町新七式拾目 馬町新左衛門拾六貫目 嘉左衛門四貫目 其外廿人斗少々宛指上申候

一、当月中永雨ニ而土用中雨降続七月中迄永荒難儀仕候 同八月中も雨ふり一切稻か、み不申青立罷成御毛見願申上候 当所ハ

千式百石掛御目申候 御檢使林源右衛門様 大越忠右衛門様

小柳伝吉様御出平均半毛ニ申候

一、同八月初ニ罷成當所濁酒壳切九月迄無之 扇田村 岩瀬村よ

リ引酒仕候

一、同年秋中作不熟ニ付國中酒屋御停止ニ被仰付候 久保田ニ而

ハ御用酒や中野や仁左衛門ニ御上より御本米五拾石御渡被遊阿

仁銀山金山御用斗 扇田平右衛門 二井田重兵衛兩人大葛金山

御用酒被仰付 尤能代ハ御免其外皆國中御停止被仰付候 尤米

類ニ而拵候不真物御停止燒餅斗御免 米ハ十一月十二月ハ四メ

五百文致候 翌正月中ハ五メ文迄致候

一、同年十月中旬扇田村宅兵衛ニ久保田より御買米被仰付御銀札ニ

而九拾匁迄御調被遊 右ハ買立米阿仁御山江為送候故 払申候

村々難義仕候

一、同月中南部ハ塙越候ニ付當所商人駄賃付共ニ御詮儀ニ而夥敷

難儀仕候 十一月中相済商人三人翌年迄御呵被遊候 御番衆者

御吟味候得共御関所ハ通不申段申上候ニ付 取次致候中羽立善

助久保田為御登籠舍被仰付御関所役人御免ニ而 十一月廿七日

より久保田御番役四人御出 式人ハ長走 式人中羽立右御両所

ニ御出三十日替ニ御勤被遊候

仰付當所ヘ四貫文余被仰付候 尤其頃ハ銀札壹匁廿五文迄仕候

故百目之高ニ而五メ文損ニ罷成申候

一、同三月二日久保田御本方高垣兵右衛門様 御吟味役豊間形右

衛門様 御檢使次田形右衛門様 小貫左内様御出 当所御組下

衆八人加勢ニ而 三月三日より當所藏御調被成候 尤御内町諸

寺院在々共無殘御調被成候 右藏々御調被成候米余慶有之候所

払米ニ御出被成候 米七拾石程御座候所ニ米壹升壹匁六分ニ被

仰付候 其頃銀札壹匁廿五文之相場ニ御座候故四拾文位ニ相見

得申候

一、竹原塙百八拾俵程払塙ニ被成候 内五拾俵當所町ニ而五合ニ

而銀札式分と錢三文ニ御払被仰付候 新町伝四郎所ニ而払申候

御買上被成候相場壹俵ニ付銀札拾六匁ニ御買上ヶ被遊候

一、阿仁之者北在より相調候米當所ニ而押置 大町庄左衛門ニ御

預ヶ被成候 其外板沢ニ而相調候米九石余押置當所江為御登

新町伝四郎所江御預ヶ被成 尤壹匁六分ニ払申候 町々難儀之

者ハ木札相渡リ右札持參之者斗払申候 大豆も壹分ニ払申候

四月十日頃ハ銀壹匁拾三文迄仕候

一、同年夏御國中米不足ニ付久保田見上新右衛門 吉川惣右衛門

岩瀬村武助右三人ニ被仰付 大坂表ヘ米相調ニ為御登被成候而

右米六月末ニ湊 能代ヘ着船仕候而大館ヘハ三百石御廻シ米被

仰付 尤能代より当所舟場迄御届渡被遊候 御直段ハ壱石之米
銀札ニ而ハ壱升ニ付武匁ツツ 米札持參之者斗ヘ払申候

一、七月八日当所奥様御誓去被遊

町中見世ヘ簾掛け 御葬礼廿

二日ニ候 簾ハ十九日御免

一、宝曆七年長走中羽立御閑所御兩人久保田衆御免 先年之通
當所御給人衆被仰付候

一、同年御代官那可甚左衛門様南在被仰付 右替ニ根元忠藏様被
仰付候

一、同年九月十九日ニ屋形様御下り被遊候所ニ 戸嶋村より御上

使ニ而御東様 角館図書様 御家老石塚孫太夫様 岡本又太郎
様 平元茂助様右五人遠慮被仰付候所ニ 同廿二日ニ大館大和

様久保田ヘ御登被遊屋形様御密談之上 同廿六日ニ大越甚左衛
様 梅津外記様 山方助八郎様右御三人御遠慮被仰付 外ニ五
人遠慮被仰付候所ニ 六月三日ニ御東様 図書様 孫太夫様

又太郎様 茂助様御免ニ而御出被遊 同六日ニ山方助八郎様御
近所御役人共ニ五人切腹被仰付候 野尻忠三郎親子断悲被仰付
同廿七日ニ川又善左衛門様 向戸奥右衛門様切腹致候而御国中
慎ニ罷成候 右御手柄ニ付御東様 図書様 大和様右御三人御
知行五百石宛御拝領被仰付候 重太夫様 又太郎様三百石

御拝領被仰付候

一、七月八日ニ御銀札御止被遊候 只今迄御出被成候銀札ハ壱匁
壱貫文之立ニ被遊 十ヶ年内年々御引替被遊被仰付候

一、八月五日那可惣左衛門様江戸より御下リ 翌六日久保田町中
被晒則六日打首ニ被仰付候 同八日ニ忍三郎左衛門様親子御召

ニ而三郎左衛門様大小被押梅津藤十郎様江御預ケ被成 子供市

郎兵衛様御改えき被仰付候

一、宝曆八年三月中御代官様御扱所御用被仰付御國中壱割半御利
足加ヘ御返し被遊候

一、同十八日屋形様御誓去被遊候所ニ 御組下五月九日ニ御精進

御免 肝煎長百姓ハ五月二日ニさかやま御免

一、同月殿様久保田御登リ被遊候ニ付 町中御用錢式百文程被仰
付則指上申候 十一月中壱割半御利足加ヘ御返し被遊候

一、宝曆八年十二月廿六日石塚市正様より若殿様御婚礼御調被
遊候ニ付 御家中より御舟奉行 御組下より辻堅御迎ニ罷出
御通筋人留有之要心柵敷御座候

一、同九年江戸より御目代様御下り被遊候ニ付 久保田御家老
今宮又三郎 御用人 御吟味役上下七八拾人御本陣宿共ニ御出
被成候ニ付 雪中之砌街道丁場梅被仰付村々雪割致夥敷難義仕

候

一、同二月廿八日右御役人方御出 当所ニ三夜御逗留 三月朔日

白沢村へ御出二夜御逗留 同三日扇田村へ直々二夜御逗留 三

月五日船_ニ而能代へ御下り被遊候 尤右入方扇田村_ニ而相勤百

貫文余入候

一、同月中久保田御代官根元忠藏様御出被遊 御支配中御用米被仰付候

一、同四月中久保田より黒沢四郎兵衛様御出被遊 御国中御用銀被仰付候 当所_ニ而都合式貫目余指上申候 其後御返済無御座候

一、宝曆九卯年江戸表より御目附被仰付安西彦五年様 建部荒治郎様御両人被仰付 七月廿六日_ニ久保田江御着被遊候

一、同閏七月久保田大洪水_ニ而橋六ヶ所破損 下中島無残流失致人死も御座候由事_ニ候

人死も御座候由事_ニ候

一、同八月廿四日江戸御目代様当所へ移被遊候 廿五日白沢村御

通被遊直々御帰被遊 翌廿六日_ニ綴子村へ御通被遊候 尤御本陣_ハ青山庄右衛門 山田五郎兵衛所_ニ而御宿仕候 当所行帰二夜御逗留_ニ御座候 白沢村へ御出之節_ハ御荷物当所_ニ被指置候故 步伝馬不足_ニ御座候得共綴子村へ御帰り之節_ハ御先触程遣申候

申候

一、同年御目代御通_ニ付諸雜用御賄代五百文程有之候_ニ付久保

田江願申上候得ハ御米八拾石高町被下置候 内廿石五升四合御

町方へ 同五拾九石九斗四升六合高方江御宥救所_{ママ}申請候得共不

足仕候_而 当所寄郷拾ヶ村之内餅田村相除高式千石余_ヘ割付

高壹石_ニ付六拾五ヶツ割合仕候

一、宝曆拾辰十一月中久保田御代官様御出被遊 去年中之通御用米被仰付候

一、同二月十五日肝煎嘉左衛門病死致候_ニ付跡役子供柔松頼候得共 若年_ニ而申証致候_ニ付親類之内久左衛門看抱願申上候得ハ御城様より御障有之由_ニ而不被仰付候

一、同年十一月三日御代官様肝煎五郎兵衛 新右衛門 金右衛門徳左衛門 新七 甚内其外長百姓四五人同道致候趣被仰付候

新七病氣_ニ而作十郎 弥兵衛 与兵衛 吉之丞 仁助都合拾人

坊沢村へ罷越候

一、同十二月中久左衛門御障_リ御免被成下度段 惣丁代 長百姓

御支配様江入寺仕御訴訟申上候 廿八日九日両日見世大戸迄立候所_ニ廿九日夜御免_ニ而晦日_ニ御礼_ニ罷出候 則久左衛門仮役被仰付候 久保田より御本役被仰付候

候由被仰付候_ニ付御訴訟申上 半分御返納半分_者御拝領_ニ被成申候

一、同年御順見様御通_ニ付御三方様御本陣持受合願申上候得ハ

大田藏亟様 真崎五郎左衛門様 清水藤二兵衛様御出御見分之上 御附被遊候而御銀七百目被下置候得共 三拾貫文程尻打致候

一、同年六月朔日ニ御順見様神原左兵衛様 布施藤五郎様 久松彦左衛門様御三人御泊リニ御座候 宿庄右衛門 五郎兵衛 新七相勤申候 人馬ハ本馬式百七拾疋 本歩夫七百人割合ニ罷成申候 久保田御役人様方大勢御出被遊右御賄方ハ百貫文程御座候ニ付 御賄代寄郷高壱石ニ付廿文ツツ相頼候所拾文手伝可申由ニ而右之通ニ罷成申候

一、同年十月中御代官様御出 春中御用米御財用御手支ニ付元利共ニ御借居被遊候段被仰付候

一、宝曆十二年正月御看救米被下候御田地之内式百石御返上申上候ニ付 右之趣御訴ニ肝煎久左衛門 長名之内利左衛門 作十郎三人正月十三日ニ久保田江龍登申候而 数年願申上候平均御竿願共申上候所ニ 同廿六日願之通被仰付候 則御代官様より御町送ヲ以被仰付候 御檢使伊藤義右衛門様 小貫左内様 茂又新太郎様 豊間幸左衛門様 小泉七郎右衛門様 石川六右衛門様右六人被仰付候

一、同二月中より本高調ニ取付 三月中より地調龍出 肝煎長百姓毎日同道致三拾日余相調申候

一、同閏四月五日ニ御檢使様中当所へ御移被遊候 肝煎長百姓小百姓共ニ神文為致候 同十日より十二日迄御内竿被遊候而十四日より二ッ境より御打立 六月九日ニ田畠屋敷共御打仕舞被遊 十三日ニ肝煎始長百姓小百姓共迄無残水御祝儀被遊候而夕飯過ニ御酒御振舞被遊 夜中迄罷有候得共首尾能候中罷帰申候

一、御竿之節 大町市左衛門屋敷之内寺道より裏畑並寺後之畑通道願申上候所ニ道筋被下候ニ付 大目新町へ相障リ之趣有之故 右之次第申上候所御聞済被遊 右町願之通相済御明ケ不成候而只今之通ニ罷成申候

一、同年八月八日ニ御野帳拝領ニ肝煎兩人 長百姓吉之亟 多兵衛 糸松五人罷登 肝煎仮役甚内相勤申候 同十七日ニ御野帳申請 則矢橋喜兵衛所ニ而御振舞仕候 肝煎久左衛門長百姓共

大

館

舊

記

凡

例

一、本書の伝写本數種あり。彼此対照するに何れも前半は略一致すれども後半に於て記事に精粗あり。体裁も異りて次々に書き加えた様である。

一、本書の劈頭に「旧記に曰く」とあり。又菅江真澄翁の文化八年に記せる筆のまに「或旧記に云五十七代陽成天皇御世元慶二戌成年大館城主公家云者也云々」と見えたり。此の書如何なるものにてありしか前末虫ばみたらん大館の郷の古記録のはしに書交たりしどと見せたることを茲に記す云々」とあり。此の両者の旧記とは同一のものなるか。又古記録とは如何なる類なるか。明かならざるも何れも大館に関する文献であろう。

一、本書の作者及び其年代詳ならず。余の見たる伝写本は浅利分限帳の内に單に大館という題目にて記述せられてあるから此の両書は同時代の作なるか。又分限帳に數種あり。宝曆年間までの系図を記載し居るもあれば前半は其頃の作でしようか。

一、本書の原本となりたるものは何れも誤字脱落等あり後半殊に甚し。校定せんとしたるも意義全く通ぜざるものは其の儘にした。

一、附録とする部分は全く之を欠ける本もあり。本書と関係せざるものある様なれども捨てがたき資料なれば茲に採録した。

佐々木兵一記

大館旧記は大館叢書卷二に記載されている内容を市史資料として収録した。

此書は昭和十年一月十五日 大館史談会佐々木兵一氏の編輯により発行したものである。

大

館

旧記に曰く米代川渡りて大楯の里に近しとあり。案するに大楯は安部の頃大なる館を築きて河田次郎を居らせしむ。其の節大楯を大館と改めしとか、民俗今に大だてとばかり唱ふ。これ大楯の通言ならん。

大館の城は秋田三城の内にて、元は安部家之を築き其臣河田次郎を居住せしむ。安部家之びて河田は陸奥の大守に属す。其後奥州の大守藤原秀衡死去して嫡男泰衡・鎌倉右大将・頼朝公に攻められ、敗走して出羽国に來り、比内賛田しがらみ城に來て世をしのぶ。

頼朝公奥州より謀書を送り泰衡が首を献ずる者は所領望みに任せんとなり。大館の城主河田か子孫に次郎と言ふ者此の書を見て欲心を發し不臣を抱く。泰衡事の叶はざるを見自害す。次郎首を取つて鎌倉に至る。將軍事の仔細を聞きて次郎は泰衡を討ちしはよしと雖彼か主也。不忠の臣如何そ後來攻をなさんやと、河田を鎌倉にて斬らしむ。

是より暫らく大館城主なしと雖其後天文年中浅利朝頼の嫡男、与市則頼甲斐國より出羽に流落して赤利又に住す。夫れより十狐に

城を築きて移り、比内鹿角の二郡三萬石を領地として其臣諸方に住居す。此の時大館も浅利家の領となれり。

爰に安部の支流なる秋田城之助実季は檜山の城より湊に移りて居城す。天文の中頃より浅利家と度々合戦し、勝敗わかたざりしを城之助怒りをなし、頃は天正九年の秋の頃一国の勢を発し、勝負を一時に決せんと押寄せ十二所粒立川に大いに戦ふ。秋田勢両度敗走す。浅利家勝鯨波を挙げて本陣へ引取る。城之助謀を定めて本城十狐へ夜討す。不意を討たれ城中色めく所へ、近在に住せし浅利家の勇士数を尽して駆来り後より攻む。城中よりも打ち出で暁までに揉合せしが雙方死亡夥し。城之助軍に利なきを見て暫らく陣を退く。夫より合戦止む時なし。十月より十一月まで十狐、中野、山田、茂屋数ヶ所の戦に浅利方利を失ひ、極寒に至り軍をおさめ城之助帰陣す。其翌年実季密に謀て浅利の家臣片山駿河を味方とし、謀を授けて浅利勝頼を欺き、秋田家と和睦せんと長岡城に招く。勝頼逆意ある事を知らず長岡の城へ来る。生内権助と言ふ不敵の者をして不意に勝頼を刺殺さしむ。是天正十年五月十

七日也。されども片山が計略なる事を知るものなし。権助が逆意なりとて追懸け南部門間に打留たり。家中計つて勝頼の弟左京頼平を十狐の城主とし、津軽為信を頼んで援を求む。為信承知して城之助もし比内を犯す事有らば加勢を出すべしとなり。浅利頼平安堵の思をなして居住せしが、秋田家と旗下との争論ありて頼平大阪へ登りて之を訴へ利を得たり。実季又片山に奸謀を伝へて大阪にて害せんことを言ひ送り、佐藤某之に組して毒を以て頼平を殺す。其子頼治十狐にありて大阪の変を知らず。片山は大阪より実季に告ぐ。実季喜んで大館十狐の両城を攻む。頼治大阪にて父の死したるを聞き、防ぐに術なく母子相泣いて仙北へ落行く。城之助実季、残党を平げて十狐の城を破却す。大館の城に舍弟忠治郎実泰を檜山より移し、城代として、境を守り百姓を治めしむ。

実泰南部太膳太夫信直の娘を妻とし、此時鹿角三百町を信直へ贈る。後又南部家と秋田家と和睦破談して戦争に及ぶ。爰に於て実季鹿角を南部に贈る事を悔ゆと言ふ。南部鹿角の者に聞けるに老人の曰く。元鹿角は秋田郡領なるよし、鹿角の奥梨木の峠と云所有り、是の木通の葉は五つにて秋田百合はなし。伝に曰ふ。奥州出羽の境は木通の葉三つ白き山百合あるは出羽也。木通の葉五つ白き山百合なきは奥州也と言へり。五十四郡の内に員野と云ふは南部三の戸なるよし。南部にては鹿角三百町を得てより員野に

改めしと言ふ。故に小豆沢の大日堂は元と秋田家の紋なり。又米白川は秋田へ流る。是を以て見れば出羽国に近しと言へり。或曰鹿角は出羽にして不可ならん。秋田郡にして高数村数莫大ならんと。左にあらず。出羽国置賜郡十八萬石にて五十八ヶ村也。村山郡は三十三萬石餘ありて三百九十ヶ村也。飽海郡は五十二萬石有り。何ぞ高の大小村の多寡によらんや。今の鹿角は出羽なること明けし。然るを昔奥州六十六郡を分ちて出羽十二郡を置く時より誤りしか。今茲に此伝あれば実季短智にして國を割く。又私の嫁娶に郡をさく。豈娶りならずや。今の鹿角の風土秋田郡に類せり。商ふもの皆秋田郡にて諸用をなす。是自然の利也。利を破る法有りといえども法を破る利なし。今如何ともすべからず。天必らず之を定むるの時あらんと言えり。

忠治郎実泰の妻女或時湯殿に入り沐浴せらるるに、鬼の形の怪しきものを見る。此の次第を実泰に語る。忠治郎即ち妻女の如くに沐浴しけるに、彼の化物出て来るを国俊の短刀を抜放ち討ち転しけるに古狸の災なりき。さて忠治郎夫婦打ち続キ早く世を去りてより、聊の事にて南部秋田不快となる。依て和睦破談して合戦に及ぶ。秋田実季より大館の城に五十目兵庫、和田内膳を郡代として置く。

此時仙北小野寺義道、城之助を攻めんと既に仙北境に出場の聞

えあり、南部信直之を聞き小野寺秋田の合戦に乗じて我却て比内を奪はんと、桜庭兵助、稗貫帶刀を鹿角口より攻入らしむ。城之助比内の部将に命じて防がしむ。五十目和田の両士は討て出て赤坂に陣を取り敵を待つ。南部勢は白根西道を経て押来り、互に鉄砲を打掛け後槍になり、秋田勢は遂に破れて大明神迄引退く。勝に乗つて南部勢追来る所を、秋田勢六十騎取て返し力戦する故、南部勢一ノ関まで引退く。翌日の戦に南部勢大明神迄押来る。秋田勢折伏劣兵にして戦ふ事能はず。兵を引上げ大館へ引退く。南部勢も敢て之を追はず境を堅めて引退く。其の後南部の臣大光寺左衛門巳が守所津軽上ミ浦を同輩大浦左京が讒によつて秋田比内に來り住す。大光寺流浪の訳を尋ねるに、其頃南部太膳大夫信直舍弟彦治郎信治を以て津軽三郡の郡代として浪岡の城に置く。後見人として大光寺左衛門大浦左京（今の津軽の祖為信あり）を指添へらる。大光寺は上ミ浦に住し大浦は西根に住す。然るに両雄ならひ難き習ひにて常に不和也。大浦左京、彦治郎信治に偽り大光寺逆臣の企ありと告ぐ。彦治郎誠に思ひ左衛門へ討手を向らる。大光寺あやまりなる旨申し開くと雖、大浦左京瀕りに勧め攻討つこと甚急なり。大光寺城を退き秋田大館に落來り此所に暫く時節を待居たり。

此時五十日兵庫主君を恨む事あり、大光寺之を幸とし兵庫に対

面して逆意を進む。兵庫之に傾く。大光寺旧主南部家へ訴ふ。南部家之を聞きて總軍を合して天正十六年五月に三ノ戸を出陣して鹿角を越え赤坂大明神に陣を取る。大館の城代和田内膳は同士五十目が内心に返逆の企あるを知らず。快く軍評定をなし、手分けを定めて籠城す。南部勢攻め寄すると等しく城兵突出して互に奮戦す。此時大光寺五十目に謀て敵兵を城中に引入る。和田内膳軍慮きて討死す。爰に於て南部家比内を手に入れ、大館城には一族北左衛門信愛をして守らしめ、与力百人足輕百人にて之を助けしめて信直は三戸に帰陣す。大光寺は其功に依て南部に帰参すといふ。

其後南部家と津軽三郡（私に曰く津軽三郡とは大浦左京為信大光寺を追落し、南部彦三郎信治を改めて之を追退け津軽を押領して背く、南部家欲攻之國中大に乱るといふ）と大に戦ふことあり。城之助実季之を聞き南部津軽の戦ふ隙に比内を復せんと兵を発し、米内沢城主加成右馬頭能代城主大高伝右衛門を先陣として大館を指して進發す。南部左衛門と數日戦ひ、終に勝利を得て左衛門信愛を南部境迄追返す。城之助民を安んじ、次男勝藏に軍兵を添へて大館の城を守らせ湊城に帰陣せり。

慶長七壬寅年左中將源義宣公常州より御遷封の時、大館の城は秋田勝藏が居住せしを赤坂下總守朝光を以て請取といへども、浅

利の残党御国替に乗じて一揆をなし、比内に有て御下知に隨はず。

赤坂下總之を攻討こと急なりといへども一揆多勢にして平治する

こと能はず。赤坂朝光阿仁へ引取り檜山に使を馳せて援兵を乞ふ。

西家義成兵を發して赤坂を助く。壬時慶長十三年二月也阿仁を征

して大館に赴く。賊兵大勢にして進むべからず。依之立杭村淨庵

寺に至て事を議す。住僧の玄正等依台命、此国の主たり賊徒如何

なる事かあらん。我之を説いて降らしめん、必殺し給ふ事なけれ。

義成承諾す。淨庵寺は賊主を説得して則降らしめ、残党悉く義成

の手に属す。義成大館に入て斎藤和泉が家に宿し、赤坂に事を託

し、百姓を安撫し檜山に帰陣し書して訴ふ。義宣公之を賞し給ひ

慶長十五年より大館の城主とす。此より西家代々此城に居住して

知行高一萬二千石なり。義成浅利の残党を捕へては許して給士と

し又は家士とす。其餘は義成の足軽として下夕通へ足軽町を立て

十狐浪人の由縁を以て十狐町と名号す。大館は隣国甚だ近く、又

城下に道遠きが故、副将として古内下野を二ノ丸へ被指置。御廻

座二人御捷二人同じく三の丸に屋敷を賜ふ。給人は部垂赤館長倉

と三百餘人。附人は山田山方江崎小林馬場目平沢原野。家中二百

人、勤士輕輩とも。此節は家老山田藤左衛門小山縫殿之丞なり。

家役組頭三人山廻り役五人、書院教授三人なり。足軽六十戸。

西家の支配部垂町といふは部垂義元君の家士居りしによる。義

元君常州にて逆意の時其臣片山某密に供して我家に隠す。然れども其臣邪ならざるに依て扶助し給ふ。後顯はれて義元自害す。其

臣等祠を建て部垂八幡とし、又町の名とす。部垂義元君は義光公

御九代行義公の弟君なり、六代義篤公の時逆意ありといふ。長倉

三郎義綱君は義光公より第十代目貞義公の弟君なりこの分流上平

と大沢なり。谷地町と言ふあり、浅利の家士茂内大館の子孫居住

せり。先祖野呂左馬之助、大館和泉は、扇田長岡の城にて浅利勝

頼討たれて後山館の山上にて追腹を切ると言へり。野呂は茂内屋

敷と言ふ所に住めり。其子孫茂内村の肝煎と成り往来の旅館たり。

慶長の初め御抱となり山拵人を勤む。茂内村は往還にして鎌倉道

とて此あたりより商人留への細道あり。又大館和泉は長木沢を領

せしものなり。末孫此町に住して斎藤和泉といふ。之も山拵人を

勤む。南部毛馬内岩見町浅利物左衛門が家に浅利家の系図あり。

古書なども所持せりといふ。

百姓は荒町、馬口勞町、中町、下夕町、田町に住居す。延宝三

卯年より上町三町の土民を田町川原町に移し、同七月荒町を大町

と改め、酒屋、茶、紙、木綿、織綿、小間物商売の者大町へ引移

し屋敷を被下といふ。馬口勞町へも酒屋移さると言へり。此頃大

下夕町は百姓大高持ばかり住居せり。小走等の屋敷あり。夫れよ

り三十餘年過ぎて新町開け、肝煎二人別段に立つ。爰に於て本町

四町と改む。此時横町に風呂屋ありて風呂屋町と改む。横町へ大工を移して大工町と改む。其の外柳町鍛冶町ともに古来の町なり。通町は元空地にして小屋一二軒あり、元祿元辰年町役佐賀名兵衛、清水太兵衛は通町と改めて七町に連なる。往還橋下通りにて町代を居へ此時八間半の間数なり、俗に新丁といふ。

上神明堂は古社なり。大館小館両所の産神なり。新地古伊勢堂別当伝行院、八月十一日祭祀。小館は古の舟附き也。白髭洪水より川欠けして今の下タ袋は舟附きになる。小館花とは船付きの頃繁華の心を以て花の字を加へしなり。

下神明堂は或者の内神なる由、延宝の始めより大館の鎮守となる。八月一日神輿は町々をくねる。別当大福院は餌釣村よりうつり、大町角屋敷に居住して、慶安の頃掠所となる。其後大工町に

うつる。此頃は横町といふ。愛宕の社は貞享二年に今地に遷されたり。元は松嶺山宗福寺爰にありしを、十一世の禪師良本和尚の代に今地に引うつしたり。脇に閑居庵ありて閑居町と言ふとかや。古は愛宕の社御城に座したるが中川原町今天神の社に遷されて其麓の町を愛宕町と言へり。夫れより此瓠簾山にうつし奉りて閑居町を愛宕町と改めしといふなり。

右三社と上八幡、下八幡と以上大館の五社といふ。
有浦の觀音は天正年中斎藤の祖田の中より堀り出し深く貴み、

一草堂に安置して毎年七月十八日初穂の神事とてあり。元文三歳戊午堂再建成就す。願主は斎藤壹兵衛、肝煎五郎兵衛嘉左衛門なり。七月十七日夜斎藤氏に喧嘩祭とて物の争ひするためしあり。

御国替の頃斎藤氏は町村百姓の扱惣代たり。其外斎藤は在町ともに數多あり三助作之丞其分家なり。鹿島祭とて古來より大館にあり、六月一日に旗を立て町々を廻り米白川へ流すと云ふ。田町後にとび山と言ふ小高き山あり、天正の頃南部の臣大光寺左衛門流浪して暫時此所に居住せりと言ふ。委しくは先条にあり略之。松峰山宗福寺の祖は天徳寺六世、和尚善達禪師なり。常陸小場にありし時萬松山といふ。康和三年建立して小場義躬公の寺なり。御

國替の時今愛宕の社地を賜りて寺地とす。

十一世禪師良本和尚願訴して今地にうつしたり。此和尚別して寺に功あり知行四十石の所此の時七十石になる由中興開山也。

鳳凰山玉林寺は昔大永の頃此所へうつしたり。元は天鼓小鞠合の辺鳳凰山の麓にあり。今も尚寺跡あり。開山は松原補陀寺閑居にて守瑞禪師なり。此閑居鳳凰山上に座禪しける時淺利与市則頼此山に狩す。山上に登りて禪師を見るに小鳥共肩膝に遊ぶも驚き飛去ることなし。則頼之を拝して山を下り麓に寺を建てて代々の牌所とす。依て此寺に則頼、勝頼、頼平三代の位牌ありて、片山駿河が子孫大館給士にありといへども今以て玉林寺に入る事不能と

言へり。

延宝の頃諸式相場 大館にて

松栄山淨應寺は立杭村より此所にうつる。今も尚立杭に寺跡あり。御国替の時一揆を説き、義成恙なく大館へ入城の功によりて此の寺へ八幡の名号を与へ給へ、此処へうつせりといふ。義成君淨應寺玄止と同年に卒す。百五十回忌の時名号御城へ返上せしといふ。

一、綿 一本 五貫八九百文、但六貫文まで
一、濁 酒 一盃 七八文
一、閱 緞 一反 四百文

一、河内白石 一反 三百五十文

一、米 一斛 一貫三百文、但一貫六百文まで

一、金 子 一両 三貫八九百文、但四貫文まで

一、絢 一反 四百文

一、白木綿 一反 二百六七十文

一、鰯 一本 一文

一、熊の瞻 一匁 六七百文

一、職 人 一日一人に付惣じて六十文

行人宝泉寺といふあり（鷹の為に願主を致し）御城に於て羽黒派
一宇建立せしとなり。

大町日市は往古より櫓兩所にかかり、給人一個所、大館家中一ヶ所なり。係役人を出張せしめ市場の治安を保てり。近国並に上み方中國より入り込み芝居、角力、見せ物商売あり。

馬市は馬口呂町なり。延宝三年までは月に六才の市にて、二日

より来る。御城普請材木岩神山、雪沢山より出る。

市は大町新町、七日市は馬口呂町中町なり。其後二歳になりて、大町は往還の為に日市其他正月十二日五月一日市立なり。常の市は馬口呂町中町新町なり。七月十二日の市は新町にて市立す。

南部鹿角郡と御境御論地は、慶長十四酉歳より起り承応二巳年
大きに混雜して、延宝五巳歳相済むといふ。此の時江戸より御檢
使として中山茂兵衛設樂市左衛門御両人御下り。久世大和守様御

老中の時なり。両国立会御落合の上、双方へ書一枚宛御渡しなり。

御検使大館より鶴形まで舟にて御下りなりと言へり。御城御家老前小屋李山田藤左衛門小山縫殿之亟なり。

大館田畠御竿入初度は慶長年中にて二度目打直しは慶安元子歳なり。此時の肝煎和泉、小走は将監、新町煎肝久佐衛門なり。打

口御検地役阿部治右衛門。夫より開発後御竿御検地泉長右衛門肝

煎治右衛門。元祿八亥年迄、此後度々開発あり。

元祿二巳歳七月朔日、津軽一門津輕兵庫同酒造丞妻子家臣に

六十餘、境を越えて大館へ来る。何の訛なるを不知。同八月本国

す。

元祿八亥年南部八戸家中鶴形村にて人を残害す。召捕役人附添

境にて渡す。

御巡見使宝永十丙年分部左京、松田善右衛門、大奥寺平十郎。

寛文七未年佐々又兵衛、松平新太郎、中根卯左衛門。元和元酉年

保田甚兵衛、佐々喜十郎、飯川伝十郎、大葛金山御見分あり。延

享三寅年卯原佐兵衛、布施藤五郎、久松彦右衛門。宝暦十一巳年

山口甚兵衛、細井金五郎、神保新五右衛門。

御国御目附

義格公御代元祿六酉年十月十一日

斎藤甚右衛門

戸田三郎兵衛

義敦公御代宝暦九卯年八月二十六日

建部荒治郎

安西彦五郎

美恵公（御代後御名乗替る）

文政四巳年六月十六日

丹羽五左衛門

三浦甚五郎

正保元卯年餅田村御竿入当高二百石、家二十一軒、人九十五人、馬二十五匹、天保十五年より伊太郎（肝搾の意味なるべし以下同じ）

慶安元子年外川原村御竿入木越村当高七十三石、家四十軒、人九百三十三人、馬五十七疋、平助後五郎兵衛又五郎左衛門と改む。

大茂内村当高百二十五石、家四十軒、人百六十八人、馬三十七疋、弘化四年より本役又吉。

茂内村当高百二十五石、家十六軒、人八十五人、馬三十七疋、弘化元辰年より吉左衛門。

同年上岱野村御竿入当高百三十四石、家十九軒、人六十八人、馬三十一疋、半三郎。

同年池内村御竿入当高三百十石、家三十四軒、人百四十二人、

馬四十三疋、和右衛門。

同年岩神村御竿入当高二十四石、家二軒、人六人、馬二疋、藤

二郎。

宝永四亥年柄沢村御竿入当高百九石、家十九軒、人六十四人、

馬二十四疋、文政十亥年より長右衛門。

宝永五子年大館打直御竿入打口大貫新左衛門、肝煎長太郎、四

郎右衛門、御竿入係与宗兵衛、助五郎、御国替より三度目なり。

宝永五子歳より御国珍事大館珍事共に書す。但慶長七年より宝

永四年まで凡百六年の間は御国旧記に出す。十月より大錢通用。

京都大火なり。

宝永六丑年岩瀬村御竿入免四ツ成三ツ成支郷越山、蛭沢、田ノ

沢、赤川、上岩瀬、代野、羽貫谷地、当高四百六十三石、家二百

軒、人九百三十三人、馬三百二十四疋。

同年川口村へ御打直御竿入右同断免四ツ成より二ツ五歩成迄支

郷横岩、鳴滝、赤川、当高六百三十六石、家百八十四軒、人八百

二十五人、馬二百七十七疋、肝煎本役兵左衛門、与三郎、弘化四年より本籍山田村当高四百五十六石家百一十五軒、人八百三十人、

馬二百七十一疋。

四月十日綱吉公御他界。

同七寅年御巡見使細井左治右衛門、新井七右衛門、北条新左衛

門、六月七日当所御泊。御代官疋田太郎左衛門、肝煎長太郎、四郎右衛門。

宝永八卯年ニツ屋村御竿入当高二十九石、家六軒、人廿一人、

馬十一疋、彦左衛門。

正徳元卯年根下戸村（支郷袋村）当高三百三十石、家四十七軒、

人百五十六人、馬五十四疋、茂内村、大茂内村、池内村、宮袋村、

当高二十四石、家五軒、八十八人、馬八疋、文政九戌年より三之

丞三左衛門と改名、右五ヶ村御竿入免五ツ七歩より三ツ成まで。

小猿部の内品類村開発して七日市の支郷となる。

朝鮮人来朝あり。

同二辰年小糸迦内村へ御竿入四ツ成。

家宣公御他界御寿五十一。

同三巳年下代野村へ御竿入免四ツ成（大館町技郷）当高百二十

三石、家二十四軒、人百五十四人、助之丞。

同年館ヶ沢御立林今宮大学御札立。

同四午歳長慶金銀出る。坊沢村支郷開発して三屋村とす。此年

御用銀あり。百目太治兵衛、弥治兵衛、市右衛門、藤右衛門。五

百目与兵衛藤吉。

同五未年屋形様（義格）御逝去御寿二十二。

天祥院殿東照宮百年御忌日光御法事。

享保元申歲四月三十日家繼公御他界。紀州吉宗公將軍宣下。

同二酉年御巡見使有馬内膳、小笠原三右衛門、高木孫四郎通行。

屋形様御旅館被為入有対面。同三戌年新銀通用。

江戸深川石地蔵へ参詣群集す。

同四亥年朝鮮人来朝御用銀あり。

同五子年南部大地村の土民勘十郎と申すもの新沢へ鉄砲を打掛

る。依て取押へ南部御境にて御渡。

同六丑年小猿部沢の内品類村支配市取沢小船木沢、右両沢鉛山

初まる。七月に江戸より丹羽正伯薬草見分に下る。

同八卯年津軽様御通行早口川洪水にて同村御一宿。

享保十三甲年御用銀あり。雪沢村へ御竿入免三ツ七分より五ツ
成まで。支郷小雪沢村、中羽立、大明神、水沢、茂内屋敷、二ツ

屋、黒沢、赤沢、当高百六石、家百三十三軒、人五百十六人、馬

二百七十一疋。文政七申年より小左衛門子供拠人兼帶川田小二郎

小左衛門と改む。日光御社參あり。綴子村御竿入免四ツ八アより
下タ打口黒沢治右衛門。

同十四酉年九月二十二日大館肝煎長兵衛、丁代庄右衛門、長名

九郎右衛門三人入牢、肝煎同役久右衛門役御免禁足、

十二月十二日御免になる。御薬草取り安部友之進下る。

同十五戌年大館帳尻郷之内大茂内、根下戸、小立花。

右三ヶ村御黒印被下肝煎郷に相成、

同十六亥年当處帳沢村の内大茂内村、根下戸村、小館花村右三

ヶ村御黒印下され肝煎召さる。

同十六亥江戸より御薬草取二階堂快庵回国なり。

享保十七子年大町郷藏。肝煎五郎兵衛へ屋敷共に売り払ひ川原

町へ引うつる。

同十八丑年久保田御城御普請に付御分国中御用銀。銀五百匁松

坂屋武助、同二百匁長井清兵衛、同百五十匁信濃屋長左衛門、同
百五十匁山城屋惣助、同百匁青山清七、大阪屋七郎右衛門、木村
八郎兵衛、布袋屋金右衛門。

享保十九寅年下町座頭鶴城ははね火を知らずして火を出す焼死
す。

一本杉下より十子町、川原町、片山下まで普請出来大館様御覧。

元文元辰年二月十二日、昼下代野村久助火元にて七軒焼る。

同二巳年坊沢村伊勢堂の杉去年失火にて焼る。神木なりとて不
伐今年枝葉生じて元の如し神明恵みの木なりとて参詣群集す。別
て此時賽錢を沢山に取る大徳院なり。

同十三午年旧冬より雪降らず前代未聞の冬なり。正月能登の国に
て鱗網より鼠数萬上る。

同十一月三日夜九ツ過ぎ大工町より出火。大工町、柳町、新町、

中町、風呂屋町、馬口勞町とも不残。大町、東側市兵衛より青山治七まで焼失す。

元文四年奥州仙台へ五月異国船漂泊、岡見織部仙台へ遣はざる。

同五申年松木村吉右衛門御収納取込欠落人相書廻る。

寛保三年三月十三日昼七ツ時鍛冶町安兵衛火元にて鍛冶町無

残大町三ヶ一新町三ヶ二合はせて八十九軒、御足輕町無残。淨應寺、蓮莊寺類焼。隣家十郎兵衛火元論あり。

延享元子年遊行上人通行八月十五日御宿青山清七。馬五十疋、

人夫五十人。御馳走役吉川七郎左衛門小田内助右衛門。

延享二丑年吉宗公大御所様と申し奉る。

家重公將軍宣下。八条宰相様御姫様松前へ御縁組にて当所御通行人足百三十六人、馬五十疋。

同三寅年三月二十六日田町七軒焼る。四月二十七日の刻に大町

援助火元にて東側仁兵衛より五郎兵衛まで、西側は田町弥右衛門

より大町文左衛門まで七十軒焼る。但し借家共。

同四卯年御城より町々へ水札を御渡。

寛延元辰年四月十五日田町十五軒焼る。雪沢村惣人重右衛門、葉、葉掛桐油程の蔭を取り上る。

宝暦二申年七月朔日昼九ツ時より八ツ半まで大雨しやあられなる。田畠へ大きに障る。

同五亥年五月二十六日大洪水。御用銀二十貫文新七、十四貫匁新右衛門、四貫匁嘉右衛門、一貫匁づつ金右衛門宗助八郎兵衛。

同六子年御境奉行梅津善七郎回山にて矢立峠御境杉植うる。

同七丑年久保田御家中騒動。五月二十日大館様御上り。三月二十日积迦内村出火四十八軒焼失火元小右衛門。

同八寅年重右衛門御奉行、一本杉稻荷正一位御任官。御野帳字処に有之郷中由緒もある事故初尾上る。

同九卯年御国目附安西彦五郎、建部荒次郎秋田御着。

同十一巳年御巡見役榎原佐兵衛、布施藤五郎、久松彦左衛門、御附添真崎五郎右衛門、太田藏之丞。

宝暦十二年芦田子村御竿入。当高五十六石、家二十五軒、人百二人、馬四十六疋、天保六年十二月より三太郎。

同十二午年大館御打直御竿入。打口伊藤儀右衛門、肝煎五郎兵衛、嘉右衛門四度目御竿なり免五ツ成四ツ成。

明和元申年六月九日扇田町の内馬口勞町門の際より新町まで二百軒焼る。九月二十日下タ町清左衛門火元にて五軒焼ける。

同二酉年御馬札御書替になるて久保田へ上る。中田孫兵衛火元にて武石伝左衛門兩家焼ける。若殿様久保田御登。

同三戌年御用銀度々指上候に付御高五十石新七。三十五石新左衛門へ明亥年より下さるとの御沙汰。

同四亥年七月二十二日田地虫付に付き祈禱寺方無残。夜中惣名並に町々家毎に人指出し太鼓を打つ銅羅鉢を鳴らして田面をかけ廻り虫追する。

明和六丑年四月二十九日夜九ツ時馬口勞町大阪惣左衛門宿屋久吉火元にて同町中町新町は半分大町柳町共焼失。為御救一人に付一日二合五勺づつ五月二日まで下さる。

同七寅年七月北天赤し。

安永元辰年江戸西御屋敷焼失。此年始めて二朱金通用。此金出で大に米高値に相成る。同御用銀十三貫匁餘當所指上仰付けらる。

安永六酉にて米〇百匁なり。正月大館御組下御番所一件惣組下三年閉門する。

安永八亥年小館花御竿入、免五ツ五分より四分、当高三十三石、家十二軒、人四十四人、馬十三疋。

同九子年岩瀬村伊多波武助千石の侍となる。疱瘡流行。

天明元丑年羽州秋田大館町二ツ屋小十郎憲十五郎と申者甲州にて人をなやめ御附届にて御糺になる。

同二寅年信州善光寺廻国玉林寺へ舍り參詣群集す。御用銀二千貫匁文作兵衛、八右衛門、新左衛門、金右衛門、太郎八、新八なり。

同三年御城組下三丁一件。久保田出火。大飢饉津輕より人多く

入り來り死す。米一升百五十文市街に死人あり。悪疫はやる。この年萬作とて小豆に似たるもの降る。

同四辰年御家中大騒動。極樂寺にて斬罪五人入牢。大開村崩れ古き家出る。

同五巳年六月十日津軽より御使者。大館御組下奏者を勤む。宗福寺に優曇華の花見物群集す。

同六午年御城の堀にて蛙合戦六七ヶ日間なり七日目朝夥しく死す。愛宕富札突。一本杉口を抜け五丈程堀れる。

同七未年天下一谷風角力立つ。木越村に怪物出て岸八郎右衛門引目を射る。義太夫三絃大いに流行地芝居立つ。

同八申年御巡見使藤沢要人（新七）川口久助（作兵衛）三枚十郎兵衛（新左衛門）御附添御案内沼井典膳。はさみといふ病はやる。

寛政元酉年川原町七月七日焼け。蓮莊寺にてラマ達といふ盜賊を捕へる。

同三戌年御城内室様御逝去。御立神杉より煙出る。獅子森狼狩り。山田村へ御竿入、免五ツ五ア三ツ成。

同四子年津輕様大館御通行あり。十月三十日柄沢稻荷御帰りとて狐火つづく。

同五丑年片山村へ御打直竿入二人御竿。当高二百三十五石、家

五十一軒、人百七十一人、馬四十九疋、支郷立杭村。

同六寅年屋形様小繫村まで御渡野天神御参詣。三月二十二日町四軒焼。大暑なれば石の上にて大豆置帶する。十二月二十八日大地震。南部百姓起り盛岡へ詰める。

同七卯年江戸より阿仁銅山見分として兼石直六。池田孫六両人下る。郡方始まる。御学館立つ。

同八辰年愛宕山大神樂あり。大阪より三つ切大夫国太夫下り、寄せ三日益七日になる。八月一日祭礼四丁になる。

同九巳年二度正月迎秋正月の式をなす。雨続きにて馬口芳町井戸出来る。下神明堂へ入替芝居二度立つ。

同十午年御城呉天といふ茶道自害す。大洪水にて下夕町通焚出にて舟にて質屋株御渡。一心院撞鐘を鋤る。

寛政十一未年下神明堂御神体下る。

享和二戌年下大野村大工親へ孝心に付生涯一人扶持附置かる。中山治兵衛孝心に付御賞下さる。

同三亥年御用銀あり。淨應寺○○の位になる、天文方伊能勘解

由国の道法測量。大町市左衛門閑居生きながら棺に入り死す。

文化元子年南部肝取りありて一国騒動。塙越大地震にて人多く死す。大館土蔵いたむ。江戸太郎稻荷はやる。

文化二丑年花岡一件。御国へ二朱始めて入る。花火にはやる。

山田村畠より色々の焼物出る形車の細工に似たり。

同三寅年四月中頃天赤く月共に朱の如し。江戸大火三御家敷焼る。天徳寺隠居大館にて死す。川原晚鐘鋤るとて火を出す。四月

死三人土蔵二十一焼ける。三十日ヶ間駅場は糺迦内村より川口村まで。大木火を放つ、仏閣社堂雷鳴杯の流言さし留御触れ。同四卯年能代にて異国の船見ゆる。松前御国○すさまじく通る、松前才ロンヤ騒動加勢通行。大館雷一度に二三ヶ所に落つ。遍照院杉大町橋際。松前一門礪崎時松母死す。宗福寺に葬る。八月十九日江戸永代橋落ちて人多く死す。

同五辰年南部二十萬石になる。会津御加勢通る。北原采女、内藤源助、三宅孫兵衛三方なり。江戸御役人村上監物、山岡伝十郎通行。備前女歌行脚書置をおき往来宿にて死す。黒石始めて通行三十郎といふ。白昼松木道に龍降る。長根山松木に鉄砲地雷火あり。

同六巳年八戸鯨百餘上る。南部女肩を取る触あり。小畠村の者狐の真似するに依て捕はる。御渡野九月九日御本陣浜松新七翌十日御発駕。大館様古内御○組教校共御目見え成され。玉林寺本堂建つ。

同七午年大館馬口芳町一件御代官三人水谷八郎右衛門、舟坂慶

藏、高畠運藏立会取扱済。星月に近寄る。山館野馬たつ。大氷処々鍋破れる、八月廿七日大地震男鹿四ヶ村つぶれ死人多し。堤普請人足御割合被仰付。十一月二十一日貞明院様御逝去。

同八末年法然上人五百五十年忌、親鸞上人五百年忌にて淨心寺音閑あり。慧星西北の方に出る。金坂にて異れる獸を獲る。大きさ生れ犬のくらゐ毛二寸ぐらゐなり。

同九申年対馬まで朝鮮人來朝。江戸にて金網にて金仏上る。五月七日大館学校付火にて焼る。江戸筆吉といふ女太夫のよせあり。大角力立。郷蔵建直し。津軽様御病氣大館に夜お泊り御国元へ行もどる。

同十西年御隠居様久保田より御帰。江戸将棋五段一步並川村大吉来。青柳といふ元扇田にて勤めせし女夫に切られ死す。坊沢にて正月生れの子五月歩行す。津軽在伊之助といふ者飛ぶが如く岩城山に登る不思議なり。

同十一戌年久保田より下筋十一ヶ所焼る。御学館高橋専右衛門にて建、越後村上百姓一揆。七月十二日大風稻損す。安土兵市郎密道の為人を害す、久保田へ引かれ殺さる。松前奉行服部備後守様通行。玉林寺五十石になる。利膳姫様加賀様へ御縁組。

同十二亥年日光二百年忌。宮方近衛様東御門跡江戸へ御下り、御

名代伊井掃部様。御国より井口亘上下五十人にて御代参を勤む。頂礼寺大頭になる。秋米一升に付八十五文。屋形様御逝去。去七月八日、五月二十三日扇田焼失天樹院殿御逝去。江戸大風。豊年八月迄單衣着。正月門松に実なる。五月甘露降る。

同十三子年扇田祭礼五月十二日と同じ角力芝居。大館御隠居様（義種）死去。宗福寺に葬る。

同十四丑年（御即位今百二十一代）御東山城様上京。御国替あり奥州棚倉遠州濱松肥前唐津、右三方なり。御役屋建六月洪水。黒石様三度御通行。仙北三朱偽銀鑄る。男勝田村より古家出る。久保田一向寺の狸大館蓮莊寺娶入とて大に騒ぐ。

文政元寅年豊年。大曲。横手焼る。南部御一家苗字下さる。白石乙二来る。越後よろひ潟十八萬石開発。寺内五百四〇座頭初心羽織御免。一心院富突。兵庫のものオロシヤに捕はれ其の帰り大館に廻る。二歩金通用。三月十二日当処より十七人上京す。

同二卯年御国替六ヶ国ありといふ沙汰あり。能代白粉や物兵衛といふもの五人斬る二人死す。横手組下騒動は九十人久保田へ詰濁る。十二月二十五日江戸御屋敷焼る。染屋一件商人御呵叱養子

御執行。

同三辰年加賀様參勤。十七年御免神道うつる。南部様御死去。

前小屋敷の七倉再興。佐藤權藏屋敷杉へ落雷、新町金十郎川にて死す。米一石二貫二百文。御用銀被仰付。

同四巳年三月十七日夜大風。四月大洪水。十七日下夕町へ焚出す。津輕様へ南部にて伏兵を置き待伏せの注進あり。横手様御逗留。津輕より御迎へ總勢八百人にて岩館御境より御入国。御国御目付丹波五左衛門、三浦甚五郎御下向御附添益田治右衛門、関口半助、蓮沼仲、六月十六日十七日御境矢立峠御見分長走大雨雷數所へ落る。

同五午年閏正月始浦辺より片山下へ俵雪とて大は臼の如く小は提灯程にて降る。二月一日北の方すさまじき音地に響き地震の如し、雷にもあらず後の評に曰ふ嶽くづれしなりと。

松前様奥州梁川より五月本国になる。松前奉行夏目左近將監様奥州筋御帰府。非常の旱にて四月中頃より六月二十日まで小雨三四度ならで降らず。阿仁吉田村にて頭二つある馬生る。去年津輕様を待伏せし南部浪人下戸前秀之進、関良助江戸にて召捕られ御仕置になる。当所殿様湯沢様御座済にて八月御出府十二月二十六日御帰。檜山御屋敷十二月朔日焼ける。利瑳姫様御逝去。

同六末年肝煎石田助右衛門三十一個年相勤に候付御袴下し置かる。長名丁代順席一件御取極下され度双方より願差出す。御家老梅津与右衛門様御死去鳴物御停止三日仰渡。三月二十四日夜九ツ

時小左衛門火元にて五軒焼失久之丞助四郎斗り残る。殿様御出馬あり。久保田宝鏡院御院家並仙北男鹿真言寺遍照院へ來り伝法觀溝の御祈禱、五月一日よりあり近村近在より參詣群集、二井田村一ノ関氏の縁板へ一丈餘の蛇形を写、板を内神へ納め見物夥し、紙へ写しお上へも上る。八月二十四日より二十六日大地震度々、南部岩驚山麓つぶれ家多し。中村舍人御注進にて畠地へ新丁建申度願御聞届無之由。

同八酉年御城御隠居様瑞明院様（義種の妻）二月十日御逝去。

同十七日久府より御下知として泉惣右衛門一件、親類泉政之丞平知御召上。平塚高久閉門、泉運吉御追放。於御郡方一千四貫文銅御無尽、両比内御企。阿仁中比内の二千五百文銅の由。田町後岩作田地へ鯉池立、鯉津輕より来る。足輕御棺一件三月末左膳様勘ヶ由様御出、四月廿八日出府の足輕二十人御召上南部津輕御追放になる。四月扇田二十軒焼失。中村舍人御注進新地屋敷割済四月十七日屋形様御入部。

同九戌年二月十八日御小人指引不意に新山矢八郎召捕手錠にて上る。三月二十八日港四百軒餘焼失。同廿九日昼より暮まで久保田千五軒餘焼失す。四月七日津輕様御参府。五月六日御城に於て俊様（義種の女）御死去。御城にて取逃無尽始まる。一郷備取逃無尽於御後屋五月七日会合にて始る。下谷惣左衛門取之鯉二千

餘上る。矢八郎御城金子盜難に落人、御物頭御目附御檢使にて大館引廻し片山野にて斬罪に行る見物群集。七月夜白毛降る松嶺山より曇り益中より九月まで雨降る。二条様御使隱岐播磨守様南部へ御通行。西来院舞句御免御ふれあり。

同十亥年三月黒石様御參府富所御泊り。一橋儀同様御逝去。屋形様御下国。五月十六日御善城津輕様懷一件に付御閉門、津輕にて他領のもの無残相扱、当廻へ大層入込。南津輕御國御境の儀に付十二所花輪へ双方御城下より御役人春より詰合。五月葛原堤築立御普請あり。池内村萬助百歳に相成二人扶持拌領、餅米一斗自らお上へ差上る。屋形様岩館まで御渡野。能代御祭祀眠り流御上覽あり。

同十一子年冬廄調にて御目附御兩人村々相廻る。上野御靈屋御普請御用仰蒙に付人指出御用銀併に御高割銀共仰付らる。御城へ御上使小村弁之助來今年より五ヶ年御省略知行四六おかりあけ。九州大地震大洪水、死人夥し、田畠大に損す。越後三条地震つぶれ家あり。御省署北殿重々仰付らる。公儀の議に付町々寄合あり、玉林寺に百両富札あり。米相場四貫七百文なり。

同十二丑年三月廿二日江戸大火長一里幅二十町御大名五十七家御旗本大小にて二百二十四軒町家一萬六千五百八十六軒焼失。五月二十三日二井田村三十二軒焼る。同二十六日根本群助焼失。今

春より米高直一石五貫七八百文くらる。七月六日七日本市日になる他町店出お指留。古内藏人様久保田へ引移る。岩沢作兵衛へ省署仰渡さる相背候に付久保田へ才足親類付添数日逗留致、八月九日御過料百貫目仰付る至急御呵。

天保元寅年久保田にて天変大菩薩の遷宮にて御國中修驗集る。沼田某父子久保田へ登る火箸一件あり。五月廿九日御物頭根本清兵衛同役吉成大夫に斬らる即死。六月四日電降る。七月七日近藤三治御歩行佐藤定五郎に中城にて切られ屋敷に帰り翌八日死す。向町にて間男有之女房共に切らる急所に無之共に助る。八月大洪水津輕にて家流れ騒動す。浜松新七苗字帯刀御免一人扶持拌領。同二卯年春中出火小豆沢、藤琴、糖沢、山館、池内と之有申候。二月松前蝦夷地へ英吉利船來て騒動す。小国忠平糖沢村にて変死す。六月廿五日丑寅の間に大に鳴る。御城左近様今宮へ御養子。表趣様松前様へ御養子。七月三日風呂屋久兵衛井戸にて三人死す。屋形様御渡野御城にて一夜お泊り、鯉池へも被為入。四日十二所町へ御通行同十一日御帰城被遊候。村々より為御札出府當町より岩沢作兵衛。

同三辰年十二所様三百石御加増。正月廿五日義宣公二百年回忌。大阪出陣に面々出府内町より平塚兩家宮崎大越登り候。御坂芳賀仲負病死御代り熊谷環被付仰阿仁常川一件あり。四月長面村川原

にて山田渡貞九郎と申す者女殺害致。

今年津軽様お登り黒石様お下り。七月光もの飛ぶ。五十日在にて金五十両盗取られ。新町伝治鋤弥吉召捕られ当町へお預け小走九兵工宅にて逃げ尋ね方大騒動する。玉林寺の受戒在第三百八十人餘。四月十九日十二所畠かせぎもの一人留死す。四月廿一日未申の方へ光り物飛ぶ。御扱芳賀仲負雷死す。

同四巳年御城様若殿様婚礼御整ひ被成置候。御境の儀に付益田治右衛門、鈴木弥生、淀川市藏共南部盛岡へ行く。前代未聞の大凶作毛引九歩より九歩五に至るお引下され候。当處は八歩下され候。米おびただしく高値なり。富田治兵衛御回在御用銀被仰付米に相成り人別取調。

同五年人別飯料お取調、夏米値段一升一貫二百文まで致。津軽へ参候乞食お引もどし。久保田より町役来る当所より御城下庄屋伊左衛門罷越候。仙北筋騒立つふし家あり御西家にて御出張お取鎮め被遊候。御支配大繩新左衛門になる。二月柿崎十一軒やかる。

御回米来る。屋形様仙北へ為入られお供腰兵糧にて歩行。

同七未年御省略被仰渡、大滝村永吉夫婦三月廿日夜中横死、貯金粉失、十二所町々申との召捕られ郷中預。

同七申年御召立人数二月五日久府にて御礼相済。二月下旬大風

関東つぶれ家あり船大いにいたむ。三月廿六日花岡村二十四軒焼失根井宮社木共に不焼るは不思議なり。同二十八日大葛金山二十軒やける。三月御用銀被仰付。雨雲送りとて上方より送物来る。甲州一揆蜂起。仙台、南部、津軽、不作。十二所へ御上使御隠居にて御次男家督になる。隣国乞食莫大廻る。

同八酉年南部盛岡押寄せ人数二萬五千人程花巻附近より参り候由八幡馬場へ被物焚八戸一戸皆押寄せありし由、関東筋騒動。四月四日御足輕市左衛門小屋土藏共にやける。江戸御碁座二段中村亦三郎来て当所にて芸稽古立。五月八日落雷片山にて女一人即死。十一月鑑姫様御誕生。

同九戌年より来寅年まで五ヶ年御省略あり。徳川刊部郷様御逝去。御支配泉藏人御判物御書替御用江戸御登。江戸西の丸焼失。南部盛岡やける、津軽やける。二井田の高村、岩瀬の古川、早口中信田やける。

御巡見使黒田五右衛門（お宿作兵衛）中根伝七郎（お宿新七）岡右近（お宿清兵衛）五月十九日お泊、津軽へお廻り。

豊前様九月十六日御逝去。御支配泉藏人お役御免小貫藤七郎お代り被仰付。家口取調被仰渡候。津軽様お泊り十月十七日夜八ツ頃着翌十八日昼時お立。安井幸八郎、石田徳十郎、津軽へ御用立にて行く。

同十亥年御扱閑世藏当町にて御死去。津軽御隠居様黒石本家へお直り大隅守と改御入部。御境口旅人お調嚴重。屋形様お下国に少将の御装束にて御社参御仏參。長井久右衛門お召捕になる。九月日景儀三郎酒犯の為にて安士為助へ慮外にて斬られ急所に無之助かる。

御壳米被仰付。西ノ丸赤銅赤銅瓦獻納に付御高割銀被仰付御郷役銀八百人替にて被仰付。

同十一子年正月七日御靈屋御門にて三之助於松心中あり。横手御物頭山方兵庫久保田芸者と心中。戸嶋村肝煎慮外致御代官に斬られ即死。久保田龜山にて慮外者斬られ即死す。

同馬口勞町駅場役人慮外召捕られ入牢になる。津軽大隅様お登同出雲様黒石へお下り。一日市豊岡六郷やける。正月お台様御逝去。八八晦日御前様御死去。九月廿七日曉独鉢町四軒やける。仙洞御所津軽様大館様へ馬送る。

天保十四卯年御曹司様へ松平土佐守様御息女御縁組の御触あり。二月西より東南の偶ヘ練縄の如き白氣立。琉球国ヘイギリスより押寄あり薩摩へ加勢を乞ふ。三月二十六日晚下ソ下刻大地震。四月廿一日五ツ時沼館村十四軒焼失。同廿四日夜より廿五日朝迄久保田二百七十六軒焼失。甘酒姥來るとて大にさわぐ。長崎高島四郎大夫騒動。松前馬取組にて日景伊左衛門。アマ彦と申すもの肥後国に出物言行を漏して病を逃げると。水野越前守様御役御免騒動。四月公方様日光御社参。大阪御用銀被仰付。

十二月十七日屋形様御大病にて驚人。同廿七日夜田村要兵衛家焼失御郷後一貫文。

同十三寅年二月十一日山田村二十八軒焼失。同四日石田宗右衛門、浜松新七、藤島嘉左衛門、長井嘉左衛門上京。四月二日阿仁小沢無残焼失。同十四日津軽様お登当處殿様より熊の皮障〇に進す。戸島御役屋焼失大公儀より品々御省略被仰渡有之候、於江戸因幡様より被為入候御前様七月十八日御婚礼否や御病氣にて八月九日御逝去御曹司様御名治郎様と奉称。駅々へ御役人被居置人馬御改に成る。去年中より久保田御殿御普請にて大工登御省署嚴密御調に成る。諸色十三倍増になる貸利足一步に仰渡になる。

同十二丑年庄内様お国替。大御所様閏正月二十日御逝去。津軽様四月十四日御下向の節お城より去年馬送られ候為お札安島良八お使者にてお菓子を送られ候。御城お姫様角館へ御縁組にて御引越。四月二十五日佐賀東馬狩野与十郎へ切かけ東馬自害即死。庄内お百姓御国替三萬日お預りの沙汰江戸お役人替りて騒ぎあり。

当所十月芝居あり。御前様因幡鳥取様より御縁組にてお触れあり。逗留二月江戸表より御出役兩人下る団人御引付になる。水戸にて

寺々をつぶし死人通り判柏田長走村役人御呼出にて登る。五月十

安土三左衛門

日江戸御本丸御炎上女中多く死す。七月十日大洪水下夕通へ焚出

大館給人槍の上手にて近国に名高し。

す。津軽流家多し。阿蘭陀船長長崎に来るとて上方筋騒ぐ。柏田

村へ捨札立濱松一件十二月三十日大風つぶれ家あり。

小林徳兵衛

弘化二巳年去辰十二月弘化と改元。同晦日江戸上屋敷御長屋一

扇田の人家富みて菩提寺大寺を建て一向宗徳栄寺といふ。

棟御焼失。今年より伊勢内宮御○益谷太夫下向。当所肝煎石田宗

宮野伊兵衛

右衛門苗字御免。江戸探調方藤次郎豊次郎当所に逗留。南部花輪

綴子村に住す文学を好み近国に名高し富みて京都に上り学問す。

町政吉御召捕御注進立。五月御出役小林平十郎、大沢藤九郎下向。

般若院

南部御備御城徳治様御縁組御引越。仙北筋処々焼失。旅もの御払

大館の住人畫を好みて相應の畫家となる今も残る。御家中小高根

御国替六ヶ処の沙汰。大鳥と中島御下し。

大館の住人畫を好みて相應の畫家となる今も残る。御家中小高根

比内に名を上げし人々

村柏

恵如法印

南部様御兄弟の内にて遍照院に出家せる人なり。

大館の住人畫を好みて相應の畫家となる今も残る。御家中小高根

大館の住人畫を好みて相應の畫家となる今も残る。御家中小高根

大高十郎右衛門

大高十郎右衛門

秋田城之助家中浪人して扇田村に住居し其孫富を出し米白川より

伊勢の松坂より出て岩瀬村頂ゲン山稼が國中第一の富となる後に

水を上げ田地開発して大高持となる。

千石の侍となる(後又五百石)

伊多波武助

義超

慈嚴和尚

大館の大工清六家内より出て城下一乗院となる。

玉林寺十五世後に天徳寺にうつり其名國に鳴る。

活都

嘉六

大館の住人琴に心を寄せ国一の上手となる。

坊沢より出て細工に妙を得江戸に上り御大名七家へ御出入駕籠にて往来す。

根本清兵衛

不肖より出て後六百石になり久保田へ引越（文政十三年吉成兵大

武田甚助

十二所給士城下へ引越教授になる。

関彦惣

山田力之助

大館給士将棋に名を上げ江戸将棋二段の位となる。

江戸将棋四段の位御国一の将棋師となる。

桑弓

武石貞之進

坊沢より出て角力となり江戸に上り東の関後に白川といふ。

大館給人槍並に諸芸に達し近国に名高し。寛政享保の頃文化の初は老年隠居。新沢村小左衛門と共に大力の名あり。

嵐山

一心院より立て良風にうつり六字の名号を書いて一ヶ年一度づつ京へ上る。

附録

下夕町 石田徳右衛門 川原町 石田助五郎

苗字帶刀御免拝領物人數

大町は元荒町と言つて百姓住居して前に雜木ありしが、延宝の

中頃此町へ商家をうつして大町と改む。金谷弥治兵衛屋敷は大福院餌釣よりうつる時住せしとなり。此の時前に櫻の大木ありしどいふ。

秋田家の時南部と不和にして、ある時南部より大軍を発し信直自ら大館の城を攻む、守将軍慮尽き討死す。

南部より北左衛門を此桂の城にうつせし時日市を始めしより次第に繁昌して、御国替以後は上方中国より商人来り、やぐら両所に掛け日本三ヶ所の市なりと、近国遠方より入込み大館中人ならずといふ所なしといふ。

享保の頃大館にて貸方する面々

| | | |
|-------|--------|--------|
| 高久監物 | 中田孫兵衛 | 武田長右衛門 |
| 平塚主税 | 根本清兵衛 | 下遠多門 |
| 大沢李之助 | 御足輕町 | 佐藤弥右衛門 |
| 大町 | 金谷弥治兵衛 | 馬口芳町 |
| | | 長井伊右衛門 |

文政十一巳年肝煎本役被仰付苗字御免。

石田宗四郎
高橋専右衛門

文政八年より御旗本近進並に御取立。

石田（徳右衛門事）太郎左衛門後隱居雲鶴
御郷校御用勤。其外
郷中諸事御用出精、数ヶ年相勤候に付勤功恩召、寛政七卯年より
為御賞生准五合三人御扶持下さる苗字帶刀御免

寛政十一年より苗字御免文化五年より肝煎一人勤になる。

石田助右衛門後隱居南長

岩沢作兵衛

文化二寅年御備糸千石奉指上候に付永々二人御扶持御郡方より下置かる。御紋付御持拂領苗字帶刀御免。

文化十一戌年御郷校新規御普請指上候に付為御賞御紋付御。袴永々五合七人扶持拌領苗字帶刀御免川口開發悉皆手前物入にて三十石辛勞免下置かる

天保四巳年凶作の節金銀指上候に付御賞下し置かれ候人数なり。

長井文吉 高橋清兵衛

飯田長右衛門

石田 新左衛門

文政五年改大館家郷肝煎高屋敷人馬の数

文化三寅年御備穀千石奉指上候に付永々二人御扶持御郡方より下置かれ候御紋付御袴拌領苗字帶刀御免。

小館 村 御竿安永八亥年 九助九十郎と改名
当高二十三石餘、家数十二軒、

三井 与五左衛門

人数四十四人、馬数十三疋

片山村 御竿寛政五丑年

治兵衛 天保十四卯年度より再役

支郷立杭村当高二百一十五石、

家五十一、人百七十一、馬四十九、

根下戸村 御竿正徳元卯年

弘化三年より甚兵衛子供○役

文政十三年寅年苗字帯刀御免になる二人扶持永々拌領被仰付毎度御用銀指上候御証文の外此度銀十貫指上御本陣數ヶ年相勤候功を以て下し置かる。

原甚内 藤島長右衛門

長崎萬太郎 太田見金右衛門

岩沢作兵衛 明石佐助

高橋文右得門

石田孫市

支郷袋村当高二百三十石餘、

家四十七、人百五十六、馬五十四、

川口 村 御竿宝永六丑年 本 兵衛左衛門
弘化四年より本席役 与三郎

支郷 横岩、鳴滝、赤石沢、

当高六百三十六石、家百八十四

人八百二十五、馬二百七十四

馬二百七十四

山田村 弘化末年本席 善松と改彦市

当高四百三十六石、家百二十五、

人八百三十、馬二百七十五

岩瀬村 御竿宝永六卯年

天保十二丑年より見習 豊吉

支郷越山、蛭沢、田ノ沢、赤川、

上岩瀬代野、羽貫谷地

当高四百六十三石、家三百

人九百三十二、馬三百二十四

外川原町 御竿慶安元子年

五郎兵衛又五郎左衛門と改 平助

支郷木越村 当高七十三石、家四十

人九百三十二、馬五十七

大茂内村 弘化四年より本役 又吉

当高百二十五石、家四十、

人百六十八、馬三十七

茂内村 弘化辰年より 吉左衛門

雪沢村 御竿享保十三年

当高百二十五石、家十六、
文政七年より小左衛門子供拵人兼帶

小三郎小左衛門と改

支郷小雪沢、中羽立、茂内屋敷、

大明神、水沢、二ツ屋、黒沢、赤沢、

当高百六石、家百三十三、

人五百十六、馬二百七十一、

下代野村 御竿正徳三巳年 助之丞

当高百三十三石、家三十四、

人百五十四、馬六十五、

此村大館町支郷

上代野村 御竿慶安元巳年 半三郎

当高百三十四石、家十九、

人六十八、馬三十一

芦田子村 天保六年十二月より 三太郎

當高百二十五石、家二十、

人百二、馬四十六

餅田村 御竿正保元卯年

元祿七戌年改大館給土百石以上面々

伊太郎良助実弟

天保十二丑年より

伊太郎良助実弟

当高二百石餘、家二十一、

人九十五、馬三十五

泉塗右衛門

池内村 御竿慶安元子年 和右衛門

高久監物

一、二百五十石
一、百六十五石

田村重助

当高二百十石、家三十四、

一、百六十石

岸三右衛門

人百四十二、馬四十三

一、百五十石

中田与左衛門

柄沢村 御竿永四亥年

一、同

横山久右衛門

文政十亥年より 長右衛門

一、同

小林伊織

当高百九石、家十九、

一、百四十石

大沢塗之助

人六十四、馬三十四

一、百二十石

青柳喜兵衛

岩神村 御竿慶安元子年 藤三郎

一、同

近藤塗之助

当高二十四石、家一、人六、馬一

一、百石

高久瀬兵衛

文政九年より 三之丞三右衛門と改

佐川十右衛門

当高二十四石、家五、人十人、馬八

泉惣右衛門

二ツ屋村 御竿永八卯年 彦左衛門

青柳正太夫

当高二十九石、家六、人二十二人、

沼田久右衛門

馬十一、

大錦市丈編さん調査資料第十六集

昭和十七年大錦市丈編さん委員会発行

享保十七子年改御家中五十石以上面々

一、二十石以下

三十一人

御 持 方

医 者 二 人

宗 福

遍 照

千 手

一 心

蓮 泉

寶 荘

觀 喜

院

寺

寺

一、十三石

一、十 石

一、九 石

一、十八石

一、三十石

一、三十九石

前小屋伝右衛門

小山権右衛門

小倉新兵衛

佐賀善兵衛

黒沢又兵衛

中沢孫太郎

江幡藤治右衛門

羽生縫殿之丞

狩野与十郎

下遠多門

山方藏人

其
外

一、四十九石より四十一石まで
一、三十九石より三十一石まで
一、二十九石より三十一石まで
十五人
七人
十七人

諸
色
書
留
帳

例

言

一、『諸色書留帳』は大館市糸迦内、加藤庄一氏所蔵の文書である。半紙二ツ折、タテとじ、表紙のほかに本文五十五枚。

一、加藤家は旧糸迦内村で代々肝煎の家筋であった。当主の四代前の祖、文中にもたびたび出てくる庄左衛門という人が、公文書の写しや見聞したことを書きのこしたものと思われる。

一、天保四年から明治五年までのこと記されているが年代は順不同になつていてる。

一、文書の末尾六枚は太政官布告（明治四、五年）の写しで、紙面の都合上省略した。

一、解説には大館市史編さん委員会事務局が当つたが、難解な箇所が多くだったので、市史編さん専門委員田山久氏にお願いして空白を埋めていただいた。

覚

株札御書替ニ相成御役銀三拾八匁ニ罷成候 子年取調ノ節大抵
室見数取つめ申候

嘉永五壬子三月十一日調

一、天保四年癸巳年大凶作ニ相成 翌午年ニ至り人死事數不知 已
年前ニ以不作打続候

一、天保八年丁酉年五月廿日 御巡見様御下向ニ付 当处御通ニ御
座候

一、嘉永二己酉年五月廿三日 御国御目代様青木新五兵衛殿 本
田主税殿被仰付御下向ニ付矢立幟迄御通りニ御座候

一、同年六月廿四日 遊行上人様津軽碇ヶ関より御出立被遊
村ニ而御昼処 御札拝領仕り諸人御参詣致候 白沢

熊野大権現様御尊格子ニて御廻國御同道被遊候

一、今度御分国中室見數取調ニ付 酒造方斎藤政右衛門殿 吉田
嘉右衛門殿 吟味役大嶋義助殿 御勤中ニ吉田嘉右衛門殿 御

手代武人 上下三人御廻在被遊室見數取調形左ノ通
内而行間七尺 同梁間六尺壹寸 同高サ四尺壹寸

右之通り相調申候 次ニ近年粂本米可書出趣被仰付候故子年以
前申年秋迄夏迄ノ間三拾八石五斗成年秋迄亥ノ夏迄之間御

毛見作ニ相成候故三拾壹石也 右之通り書付差上申候 実成本
米壹ヶ年ニ七拾四シ五石斗り宛入申候 翌丑年御廻在之砌

去致候 両頭之蛇を見ば惡しき者也

一、文化四卯年取調御株札書付左之通
右者年中粂触壳共ニ商壳可致 但粂屋有之村江者擔壳可為停
止者也

此御役銀三拾壹匁也

一、安政三年ノ六月廿六日 実相寺突鐘御引土ニ罷成申候 突鐘
之年号正徳年中也 当村肝煎庄左衛門代健立^{ママ}

一、安政二卯年十月二日夜 江戸大地震 家潰れ大火ニ而人死事
數不知

一、同年九月御国御役人様松前蝦夷地ニ詰替

一、安政三年七月月中旬九昼夜ニ四 五度宛十四 五日之間地震

一、安政四年六月十六日 松前御家中藤林重治最上尾花沢御用
ニ相詰此度罷帰り候処当駅ニ而鎌ニ而自害仕当所墓ニ仮葬仕其
後松前子供參り火葬ニ致し持參致候

一、商人留村肝煎久太郎手習子同道ニ而糸迦内村へ參候処 道辺
ニて両頭之蛇を見申候 其後久太郎女房共ニ壹日之中ニ武人死

一、安政元甲寅年 公儀御役人様水野庄左衛門殿 矢口清三郎殿

河津三郎太郎右三頭御證文長持三竿持參仕り松前箱館へ相詰候

一、安政二辰年 江戸大火ニテ 家飛諸物飛び 野鳥死候人多く
死候

一、安政五年八月上旬より幕星毎夜北ニ出候

一、同年午八月 仙台家中三好武三郎松前蝦夷地より罷帰り当所御
通ニ御座候

一、安政五年年 当所糺迦堂六百回忌大講摩あり

一、文久元辛酉年 御国屋形様御渡野被遊候處格別之御儉約被成
置御人勢不足ニ致し御道具御鎧物等一切御持參為致申間鋪候

一、文久二戌ノ八月初より麻疹流行候處閏八月末迄ノ内諸国共無残

相煩ひ人多く死候 麻疹煩ひ人風を入熱を覺し事大ニ惡し 大

熱之時水を用て吉し 麻疹之初大抵咽ノ内へ出 難物通 息難

突躰ニ相見得候 才角 一角 さ婦らん抔薬用致候 何連も時
節を見合用ゆべし

一、文久亥四月八日夜 松峰山不動尊失火仕り諸物皆々焼捨 不

動尊茂木像ニテ焼失ひ候躰ニ相見得候 伝寿院ハ五十日之慎ミ

被仰付候

一、同年亥ノ春 雪薄く強雨一切不降 雪汁も不出 五月初方迄

厚雨なく大ニ水不足致し田地植兼候場処も有之候 依而御役屋

カ被仰付候者 植兼候田地へ者植付候日老日 諸堰之番水を入
漸々仕付申候

一、文久二戌正月十一日 郷藏より御才足ニ付參候処 仮肝煎曾兵
衛 半四郎其外長名衆御揃之上被仰付候ハ 前々兵太郎肝煎代
カ被仰付候通長名役申付候間 御請可致旨被仰付候故 再三御

訴訟申上候得共 強而被仰付候故御請仕り候

一、文久三癸亥正月 公方様御上略ニ付 諸國御大名様京都へ罷

登リ候

一、安政二卯年より亞墨利加人松前箱館へ上ル 後上江ノ山へ家立
亦。イギリス。ヲロシヤ。人を召連渡海致し 後年を経て不止

亦 江戸も家を立 如斯也

一、文久三年癸亥夏 久保田在ニ而 烏巢ニ子ニ羽生ル、内一
羽白鳥ニテ 久保田江御献上ニ罷成候

一、同年亥ノ夏 当村稻荷堂再健ニ付 材木諸人より御寄進ニ相成
候 御遷宮惣入料之分ハ最勝寺へ金子弐両ニテ相渡申候 諸掛

り之儀ハ惣々惣高割ニ相成申候

一、文久二戌年 松峰山 御城山之内杉雜木共壳払伐取申候

| | | |
|---|---------------|-------------|
| 一 | 五百拾八石九斗二合 | 大葛村 |
| 一 | 一百八拾九石弐斗四升八合 | 葛原村 |
| 一 | 四拾九石八斗七升 | 別所村 |
| 一 | 八拾九石壹斗四升壹合 | 沢尻村 |
| 一 | 六拾三石五斗八升五合 | 橋柄村 |
| 一 | 八拾石六斗壹合 | 猿間村 |
| 一 | 三拾六石八斗弐升壹合 | 茂内村 |
| 一 | 六百八拾四石弐斗九升四合 | 早口村 |
| 一 | 五百三拾四石六斗九升八合 | 岩瀬村 |
| 一 | 九拾四石九斗八升八合 | 雪沢村 |
| 一 | 三拾弐石九斗六升 | 長走村 |
| 一 | 高合弐千拾五石壹斗壹升弐合 | |
| 右村々昔加郷ニ御座候処 依其村々御境郷亦ハ橋守護彼是迷惑形申上 加郷御免ニ而罷有候処 此度松前御警衛御用ニ付公儀 御国庄内 会津 仙台諸国御役人様繁く御行來被遊候付 駅馬格別之迷惑ニテ 右村々元形加郷ニ被下置度趣ニテ萬延元庚申年郡奉行志賀猪三郎殿 御扱小野崎藤四郎殿御勤中出府仕り 委曲奉願上候処御聞済被下置 其後右村々へ元形人馬可差出趣被仰渡候処 葛原 猿間 沢尻 別處四ヶ村御受ニ相成候得共 残り七ヶ村御受致不申候とて人馬差出 | | |
| 一 | 九百七拾五石四斗六升 | 松前御警衛御用加郷高覚 |
| 一 | 三百四石壹斗弐升八合 | 糺迦内村 |
| 一 | 九百九拾三石九斗七升壹合 | 柏田村 |
| 一 | 三百九石四升七合 | 花岡村 |
| 一 | 三百九石四升七合 | 沼館村 |
| 一 | 一百八拾六石五斗五升九合 | 松嶺村 |
| 一 | 六百七拾七石三斗七升 | 山田村 |
| 一 | 一百七拾六石九斗四升五合 | 商人留村 |
| 一 | 八百弐拾五石三斗九升五合 | 中野村 |
| 一 | 四百六拾壹石五斗 | 独鉛村 |
| 一 | 七拾三石八斗七升五合 | 道目木村 |
| 一 | 弐百拾九石四斗四升 | 味噌内村 |
| 一 | 三拾四石五斗弐升六合 | 下川原村 |
| 一 | 一百四拾五石五斗弐升五合 | 白沢村 |
| 一 | 弐百弐拾九石六斗壹合 | 片山村 |
| 一 | 高合五千六百拾三石三斗六合 | |
| 右者先年カ相勤居候加郷高ニ御産候 | | |
| 一、文久三癸亥年御警衛御用御請ニ相成候加郷高覚 | | |

不申候故 右七ヶ村之人馬當所ニテ相勤居候処 文久三亥年

迄四ヶ年人馬割合錢壹萬八千貫余ニ罷成候付 当村ニテ右七ヶ村之分相勤候てハ 村方相潰候趣を以 亥年兩度出府仕り

亦候奉願上候処 段々先御役人様御役替ニ罷成 此度郡奉行安久津三之丞殿 御扱国安久治殿御勤中ニ右之趣委敷奉願上

候処 先御支配志賀猪三郎殿御取扱通り罷成 右七ヶ村御才足ニテ出府仕候処 申年より被仰渡候通り 此度御受可致趣嚴重被仰渡候処 右村々無拠御請ニ相成申候 依而以後無差支人馬相勤候筈ニ御座候

此頃一ト市御扱渡部藤治殿 小鹿ノ御扱仁平順助殿三御役屋御取合之上ニテ相窮り申候

右七ヶ村之人馬代壹萬八千貫文三御役屋より当村江被下候筈ニテ亥ノ暮御扱国安久治殿御廻在之砌右錢無残被下置候

知

一、同年御用米当村ニ而者孫太郎 半四郎外ニ清太郎 九助曾付式々銀被仰渡候

兵衛右三人者壹人ニ付米式石五斗ツ、被仰渡候

合五人江被仰渡候

一、文久三癸亥年 当村野方起返り 新開共有之候趣ニテ 大館

於御城去年中より度毎当村御才足ニ付 罷上候処 御意被下置候ハ 其村之儀者御差遣處ニテ 於御城先年より御手入致居候事ニ

致候て 此度御上へ右之通御城之御手入を以相開罷有候間 御城願之通り被下置度趣以願書可差出候様被仰含候処 当村ニテ

取受候ハ御城之御手入之事ニ御上へ願申上候て者 出高ノ分御城高ニ相成候も難斗り候故 右形御城へ罷上り申上候ハ 当村

之儀ハ先年より追々出高共ニ御伝馬高ニテ罷有候処 此度御城之御手入を以出高之事ニ願申上候て者 御城様分ニ可相成候哉 左

候得ハ当村格別之迷惑候故 御城高ニ不相成候様願申上候処 鄉割合錢壹万八千貫文拝領ニ罷成 依而引残り詰繫割合致候処高老石ニ付二拾貫文以上相当り申候 但し金相場式百四拾貫文也 米壹石式百四拾貫文

一、元治元年甲子七月末より極月中迄鶴病氣大ニ流行死する事數不

含候 出高之儀ハ直ニ於御城御檢使様引受取調之上 出高之分

ハ其村之願ノ通り御伝馬高ニ致し候て 於御城別段出高之分替
地領受取候間 聊も氣遣ひ無之候間 前文被仰含候通以書附郡
方へ可願申上趣被仰付候故 右ニ隨ひ当村ニて願書差出申候

成哉と御座候故 御手入致し候事ニ書附認メ差出申候
但し御檢使様御三人左之通り

林源之助殿

一、同年亥ノ秋 御城御勘定頭山田刀之助殿 御高方江崎貢殿両

人当村へ罷越 内調畠斗り取調申候処 厚雪ニ相成候て罷帰り

申候 但し内調之御竿ハ三割懸位ひなり 但し日数廿五日程ニ
て賄料八両程相掛り申候

小貫宅兵衛殿
山田源藏殿

御竿打式人

一、翌子年 御城ニて御檢使様引受当村へ罷越候 然處御城より江

崎貢殿参候て田地共ニ内調仕リ 間数を付けて番札を相立 直

々御檢使様御廻り取調候て罷帰り申候 野方之儀ハ郷中ニて大

抵依場处迷惑願申上候得者御免ニ相成候処も有之候 但し御檢

使様口數六 七日ニて 賄 進物共ニて式拾両余相掛り申候

但し両手分合三拾両余 子ノ暮御用繫ニて惣高割合ニ相成候

一、屋敷高之儀ハ依其人 無高之者ニ御座候得者家立居候処斗リ

屋敷ニ相成申候 大高之者ニ御座候得者家立候外迄大抵屋鋪高

ニ被致申候

一、御檢使様罷帰候処 大館給人泉文作 芳賀礼 佐川与兵衛右

二人之捨る高分前々当村へ御手入致置候と御檢使様へ申出候

ニ付 御檢使様より當村才足ニて川口村へ参候処 弥御手入有之

候故 御尋ニ付実ハ御手入無御座候得共右二人之迷惑ニも可相

成哉と御座候故 御手入致し候事ニ書附認メ差出申候
但し御檢使様御三人左之通り

林源之助殿

一、此度之出高当高拾弐石六斗三升八合内弐ツ通リ弐石五斗弐升

八合御上江御割合高ニて相上り候分 同弐石五斗弐升八合当村

江辛勞免高ニ被下候分 此内御割リ御城より御割合ニて被請取

残リ六の分壱石五斗壱斗壱合当村の辛勞免ニて 右者小尺迦内

村御城新高之内より銀穀共ニ受取參申候 但御城ニ而請取分六割

四分御座候 右御城より被仰付御座候

一、当慶応四年辰三月 酒造方那河惣助様の御廻ニて被仰渡候者

此度糲室改正ニ候故糲屋毫軒限り 室間数并ニ三年以前より

糲本米右御株札何方より譲請候始末共ニ無巻略書認メ 肝煎 長

百姓連名ニテ 前日泊り宿亦者昼宿ニても可指出趣被仰渡候故

室間数取詰メ三年以前之石数共ニ書附相認メ置申候 然處三月

廿三日酒造方吟味役漆永治様 同調役那河惣助様大館へ御着被

遊候故 翌廿四日 私共同役三人書附持參仕リ大館宿元へ参候
夫より段々始末承候所 私等方へ罷越不申候趣ニて御取調之由ニ

御座候故 皆々 悅び居申候 然處何方とも進物沢山罷上り候故

私共同役三人御取合にて御上兩人 江正金子式両指上候 御手代

式人へ壹両差上候 御鎗持式人へ預り百貫文指上候 右之通り

指上御見舞ひ申上候 夫ち段々御取調之儀ハ書附ニ茂不相抱御

上の御目覽を以被仰渡候 尺迦内村三人之分者ならし三拾二匁

ツ、ニ被仰渡候

一、粧室法書 但し梁間と行間と懸合せ夫へ高サ半通りにて 三

尺有之候得ハ壹尺五寸懸合れば惣坪何程と出る也 夫へ四三三
を懸合れば此銀何程と出る也 但し拾坪ニ付銀四匁三分式厘當

り

但し指上候書附扣書別ニ貯置申候

一、粧室法書 但し梁間と行間と懸合せ夫へ高サ半通りにて 三

尺有之候得ハ壹尺五寸懸合れば惣坪何程と出る也 夫へ四三三
を懸合れば此銀何程と出る也 但し拾坪ニ付銀四匁三分式厘當

り

拝領木御運上覚

一、杉三尺廻壹本 拾八貫三百七十五文

一、同四尺廻壹本 三拾三メ武百五拾文

一、同四尺五寸廻壹本 四拾貫六百八十八文

一、同壹尺廻壹本 三貫五百文

一、小杉 壱本 壱メ五百文

一、杉三尺廻根返り壹本 八貫百八拾七文

右者慶応元年

乙丑閏五月 是記

但し當時金壹両札ニ而四百四拾貫文替 札壹貫文正錢拾六文

替ニテ國民通用致候 米壹石札ニテ六百貫文致候

一、慶応元年乙丑九月六日 松嶺村失火有之 昼五ツ過カ八ツ頃
迄大火ニ相成 但し家數三拾七軒焼申候 残り家數拾四軒 此

節稻付仕舞ニ相成候故 稻 焚物等迄悉く焼失ひ申候 御収納
之儀者來寅年カ向拾ヶ年の年割を以上納可致様被仰渡候 此度

当村ニテ松嶺へ為作置候田畠當高合三拾石余 此石代百石程ニ
御座候処 年賦又ハ品々割合ニ罷成 当村ニテ迷惑仕候

一、当村ニテ為作置候當高三拾石余 当村ニテ書上申候 其後當

村ニテ出府仕リ御収納願上候処 向拾ヶ年の年割を以上納可致
趣被仰渡候

一、松嶺村ニテ拝借米願申上 其後肝煎亦右衛門出府仕リ願上候

処 願之通リ米金拝借被下置候 燃米其向ヘ願申上候処御聞済
ニ相成候得共寅年分半運上ニ被仰付候 向式ヶ年分者本運上可

差上様被仰付候 右大火之砌風も無御座候得共 諸方ヘ飛火有
之 当村ニテ屋根ヘ水を上 要心嚴敷仕候 松嶺稻荷堂迄焼申

候 御本尊様漸々取出し申候

但し火元与之助と申者ニ御座候

一、松平相模守様御領内松原村鎌部儀左衛門歳百八拾三 妻さよ

歳百七拾三 嫁子清右衛門歳百三拾九 妻いわ歳百三拾七 孫
万之助歳百三歳 妻かね歳九拾八 彦三郎歳六拾 妻い志歳五
拾七 野砂子源之助歳三拾七 妻いよ歳三拾 高孫源太歳九ツ

右之者元治元年甲子正月法賞として金子百両被下置候也

右之通書付大館町へ参候処写置仕候

一、文久三癸亥年 当高拾石ニ付御小役銀八拾壱匁六分七厘ニ被

仰渡候 昨年迄ハ六拾四匁五分三厘ニ上納致居候

一、慶應元丑年 従公儀被仰渡候趣被仰付候ハ 光り錢壹文四文
昔四文錢壹文ハ拾貳文 文錢ハ六文 文久之四文錢壹文八文

右之通り被仰渡候ニ付左様通用ニ相成候 先年ハ文錢も光錢も
つぐ錢同様ニテ壹文ツ、ニ通用仕候

一、慶應二寅二月 屋形様大滻へ御入湯ニ被遊候 御人勢御上下
武百人位ひニテ被成候 御入湯之居も往還平生之通り人馬共ニ
通行仕候

一、慶應二寅年 当高壹石ニ付高割米五升ツ、当秋迄三ヶ度ニ上

納可致趣被仰付候外ニ 高壹石ニ付貳匁銀被仰付候 御用米ハ
孫太郎三拾石 半四郎六石五斗 九助壹石壹斗四升 右三人ヘ

被仰付候

一、同年六月 駅馬賃錢六割懸ニ被仰渡候

一、同年六月 亂橋惣々懸替申候

一、同暮 屋形様御入湯遣ひ割合錢當高壹石ニ付正錢八百九拾六
文宛ニ相当リ候 但し当暮厳重之御才足ニテ御百姓共漸々指上

申候

但し八ヶ親郷のわり合ニテ如斯

一、同年凶作ニ罷成 但し依地面壹升作より四合作迄有之候 御
毛見願指上候処 御檢使様高井堅治殿 志村易吉殿 岩間永治
殿右三人御越被成候 但し御毛引者青立 当捨 立枯 六分二
五なり 五分貳四なり 四分八 右何れも上田之事也 夫も段
々中田 下田 下々田下るなり

但し毛見遣ひ引高壹石ニ付正錢九百八拾文ツ、相当リ候 但
し当処ニてもり附残米有之候処 毛見遣へ入置候故此如不足ニ
相当リ申候 小尺迦内分毛見遣ひ引高割ニテ壹石ニ付正錢貳貫
百七拾四文相当リ候

一、慶應三年卯の十二月 高壹石ニ付御高割米五升ツ、被仰渡候
外ニ大宅方へ御用米被仰付候

上申候

昔より被仰渡候駅場賃錢覚

一 津輕行本馬壹疋 百八拾七文

一同 軽尻壹疋 百式拾五文

一同 人夫老人 九拾四文

一大館行本馬壹疋 式拾六文

一同 軽尻壹疋 拾四文

一同 人夫老人 拾三文

右之通ニ御座候所慶応式年寅六月中六割懸ニ被仰渡候故 拾文

の所拾六文ツ、請取申候

一、此度從王都被仰渡候 駅馬本賃錢江六倍五割増ニ被仰渡候

依而當慶應四年辰ノ二月より本質錢拾文之所七拾五文之割合ニて
右之通り請取申候 但し舟渡賃錢式割増ニ被仰渡候

一、慶應四戊辰三月廿七日 板子石村焼失有之 夜五ツ頃より九ツ
過迄燒申候 火元市左衛門ニ而家數六軒燒申候 但し小屋道具
に当村萩長森山の松呉れ申候

一、慶應三年卯の秋 松峰不動尊御堂御建立 但し材木之儀者御
不動山之内より皆々伐取申候 然る所御城様より近在近辺村々江人
指にて 志次第御寄進可致趣參り候故 名々心差次第御寄進指

一、慶應四年戊辰閏四月 御上より被仰付候趣ニ者 今度庄内御征

伐ニ付王都より鎮撫子沢三位殿籠下り 御征討之儀相極り申候

依之六郡壹統被仰渡候ハ 当高百石ニ付郷夫壹人 式百石ニ付

小荷駄馬壹疋 外ニ口取之者鎌壹挺用意可致と被仰付候 外ニ
家壹軒ニ付草蛙三足 松明式本被仰付候 但し郷夫 小荷駄馬
之儀者百石以下之村方名郷夫御免 式百石以下之村方ハ小荷駄
御免 村方壹村限り書認メ書上申候

一、当村江相当り候分 但し支郷共ニて

郷夫九人 馬四疋 口取り四人都合拾三人相当り候所 閏四
月七日郷夫初出立ニテ 追々都合拾人ニ駒式疋指登申候

但し郷夫出立之節郷人附添ニテ 御役屋より御賄ひ手形拝領仕り

御城下ニ参り郷夫相渡受留持參仕候 然る所ニ五月上旬頃迄ニ
庄内壹合戦相沈り 人馬共ニ無残無難ニテ村方へ罷帰申候

一、同年之郷夫 郷馬代之儀者高割合ニ致して 春中より七月迄の
分当高壹石ニ付金子壹歩宛割合相当り候 七月以後暮迄郷夫
郷馬之儀者当高壹石ニ付銀拾五匁宛相当り候

右ニ付御上様より御代金被下置候分 此帳後ニ品々書記し置申

壹歩判

覚

王政

御一新ニ付字内貨幣之定価御吟味之上 古今通用金銀銅錢等別

紙之通り被仰出候間 支配処末々迄不洩様可触もの也

此通貨五百式拾八兩式歩式朱換
一 真字 武歩判 百兩ニ付

此通貨四百六拾兩換

一 文政金 小判 百兩ニ付

一 廣長金 小判 百兩ニ付

壹歩判

此貨通九百五兩壹歩式朱換

一 武藏判 百兩ニ付

但し右同断

一 乾字金 百兩ニ付

此通貨四百七拾五兩式朱換

一 元録金 小判

壹歩判 百兩ニ付

此通貨四百七拾五兩式朱換

一 享保銀 小判 百兩ニ付

壹歩判

此通貨六百三拾五兩三朱換

一 古文字金 小判 百兩ニ付

壹歩判

此通貨三百九拾六兩壹歩式朱換

一 正字判 小判 百兩ニ付

此通貨三百拾七兩壹歩換

一 安政金 弐歩判 百兩_ニ付

此通貨百六拾壹兩三朱換

一 元録 大判 壱枚

此通貨六拾壹兩壹歩三朱換

一 享保 大判 壱枚

此通貨七拾八兩壹歩_ニ換

一 慶長 大判 壱枚

右同断

一 新 大判 壱枚

此通貨式拾六兩式步壹朱_ニ換

一 寛永鑄錢 当通用拾式文

代り式拾四文_ニ成る

一 天保百文錢 壱枚_ニ付

九拾六文_ニ成る

一 寛永銅錢 当通用六文

代り拾式文_ニ成る

一 文久銅錢 当通用八文

代り拾六文_ニ成る

右之趣從 太政官被仰渡申来候付 可相令被仰含候間壹町限り

可被申伝候 已上

慶應四年辰ノ六月 写是

一、慶應四年辰ノ春 軍用金として六郡一統御用金被仰渡候処
当所ニて人指にて差上候趣左之通り

六拾兩日景孫太郎 拾九兩半四郎 七兩九助 七兩清太郎

七兩曾兵衛 六兩庄左衛門 六兩嘉右衛門 五兩長之助 三

兩清左衛門 三兩式歩佐助 式兩内藏吉

右之通り人指御用金差上申候外ニ當高壹石ニ付御高割銀七匁七
分七厘ツ、被仰渡候

一、慶應四年辰八月 南部軍勢當國十二所境へ押寄 同月九日初
合戦_ニ相成 十二所方敗北仕り落城_ニ罷成 兵火_ニて悉く焼失
仕候 夫_カ日々の合戦_ニ相成 然る所又 雪沢口_カ押來り 南
兵鬼ヶ丈_ニ陳取 大館勢打向へ合戦_ニ相至候處 南兵少し退き
申候 亦大葛口_カも南兵寄來り 処々_カ軍勢乱入す 日々村々
へ南兵火ヲ懸申候故 村々名々物取仕舞 屋根造作迄放し 皆
々処々へ小屋かけ仕候て隠れ居申候 然る所 同月廿二日夜明
頃_カ軍初り 此時霧然_ク下りて遠見不相分大合戦_ニ相成候処
大館へ被押寄防兼落城_ニ相成 兵火_ニて内町 外町 寺院迄一

円無残焼失仕候 右ニ付大館様荷上場村迄御引取給 依而十一

村ニ居候 鍋鳴之小荷駄者下代野村ニ居候付 每日兵糧 弾薬

所 大館の城跡へ南部の大将小屋懸仕候て居申候 此節南部方の大将分ハ森岡の家老奈良山佐渡 南部吉兵衛 桜庭大助の三

人へ人数都合三千人程押來り夫ち南兵処々村々江相廻候得共百姓町人へ一円御講^{ママ}へ無之候 夫ち南兵長走村へ上下三百人程陳取り日々堅メ居申候 依而津輕勢も陳場村迄出陳仕候得共合戦

不仕候て引取申候 然る所南部勢式千人程小繫迄大館公を追懸り所に大館様ハ荷上場村ニて軍勢を揃ヘ 十二所公 檜山公其外鍋鳴勢を加へ打出し南部方段々追卷られ 小繫村より引退く

日々の大合戦 早口村 板沢渡し二ヶ處の合戦ニて南兵大ニ敗北し 每日南部方追卷られ段々片山野迄追立られ 然る所ニ津

軽勢六 七百人大館勢へ加勢可致候様鎮撫子様より被仰附 早瀬

野ニ相掛け兵糧 弹薬等山中運送ニ付 軍兵 人夫共ニ難儀仕事無限り候 漸々花岡村へ參着仕る 然る所此節片山野の合戦

誠ニ甚た敷御座候處 二三日花岡村ニ休息仕居候 其内ニ南部方打負け堀夜の内ニ皆々逃退きけり 依而大館勢并ニ鍋鳴勢

其外諸勢皆々追懸打出候所 南部方赤沢越の国境へ陳取り固メ

致候 然る處ニ津軽勢花岡村方當村へ罷越一宿仕候て夫ち直ニ

水沢村の大館勢へ入加り日々大合戦仕り候 此節御国大小荷駄

舟場村へ居候 檜山小荷駄ハ沼館ニ罷居候 津輕大小荷駄ハ当

人馬遣立取調之儀ハ八月より十月迄三ヶ月之分ハ加郷村々ニも所

運送の人馬無限リ非常の遣立ニテ 有人有馬只目当たり次第の様ニ被遣立 迷惑可申様なし 諸軍勢御取扱之儀ハ御賄ヘニテ後

より屋形様より被下置候筈 御賄の儀ハ大根葉の汁ニテ漬物迄茂行届き兼申候 久保田表の儀^者上方より官軍数多参居候得共庄内

口 院内より被責入御城下近處迄打被入 既ニ久保田も危く御座候得共 自然漸ニ追払 莫太の勝軍と相成りけり 右ニ付南部方も処詮迫も防き兼候躊躇ニ相見得候故 降参の使者參り強而願ニ付 南部方の合戦も御免致候 依而諸軍勢引取りけり 津

軽大小荷駄も十月廿日当所御引取り申候 右大あらまし爰に記し申候

一、明治二年巳ノ正月 御上様より昨年の騒動ニ付被下置候趣ニ者

郷夫 郷馬代として当高百石ニ付当高五石 駅場人馬代として

当高百石ニ付当高拾石 右之通り被下置候 依而村方割合之儀

者 郷夫郷馬の儀ハ村方ニテ錢割ニ罷成 取立ニ相成候故兩

口合高百石付拾五石之分割合致候ニハ 高ヘ堀割 其外御伝馬

屋敷 其外屋敷 外長面共ニ堀軒ニ付式斗五升ツ、半軒ニ付

堀斗式升五合ツ、伝馬屋鋪外長面共ニ家並ニ堀斗ツ、割合致

し候

方へ人馬相詰 只有人有馬非常之遣立ニ御座候故 右三ヶ月之分ハ割合なしに相成候て 小間居之者共大ニ迷惑仕候

一、兵火ニテ焼失之者共ニ被下置候趣ニ者 当高ニ石以上の御百姓ニハ御郡方カ壹石八斗 其外小屋料として壹石七斗五升七合 其外焼失以後三拾日の内壹人ニ付一日米弐合ツ、御救ひ米として被下置候

一、同當高三石以下 無高の者ニ至迄御郡方カ壹石弐斗 小屋料として壹石四斗五升 焼失以後三拾日之内壹人ニ付壹日米弐合ツ、御救ひ米として被下置候

郷夫郷馬之儀者 庄内征討之時被仰渡候分猶又秋中南部カ押寄の時被仰渡候分共

春秋郷夫郷馬代として前文之通り当高百石ニ付当高五石拝領被仰附 依而明治元年辰ノ暮当村御取納の内カ

御指引仕候

一、明治二年巳ノ九月廿九日 久保田若殿様御人勢百弐拾人位ニ

而作年争戦ニ付御巡覽被遊 同日十二所カ大館へ御引移被遊

中城の御掌館 急段御普請致候て御本陳ニ致し給 此節近藤町

御菜畠江梁間九間ニ行間ニ拾四間能炮館立 翌晦日炮館ニテ太

刀 鎮の仕会御上覽被遊候 翌朔日御発駕ニ付 諸家中無残并

ニ町 兵共ニ大人數片山野迄調煉 笛大鼓ニテ御見送御供致し

給 此度若殿様も御一新ニ付 久保田カ小荷駄方附添候て 御

酒御賄ひ等指上候 御道具御鎧物等一切御持參為致不申候 右ニ付御百姓へ迷惑無御座候

一、明治二年巳ノ十月十日 按察使坊城少将様并ニ渡部判官様惣人勢拾八人 右作年騒動ニ付御巡覽之由ニテ津軽カ罷越 大館ニテ御泊り致し給 但し昼泊り共ニ大ニ御叮嚀之御取扱可致候趣 御郡方カ被仰渡ニテ吟味役附添候て御取扱致し給

一、当村御高札先年カ懸置候所 去秋中御書替被仰渡候て 高札御城下へ御仕送り致し候 然る処当十月九日御書替ニ罷成候て当村へ参候

明治二己巳十月

一、同巳ノ秋中カ駅場貨錢十倍増シニテ本輕瓦壹疋百廿五文の所壹貫弐百五拾文ツ、右之通ニ可請取申候

但し金壹兩正錢拾貫文致し候

同 米壹石新米ニテ六両致し候

一、明治二年巳ノ十月十八日 津軽少將江京都近衛様カ娘參り

但し後妻ニ同日白沢駅御昼処ニテ御通りニ御座候

一、明治弐年己巳 作年カ莫太雪薄く御座候て段々田植頃ニ至り暑氣有之 其後壹番草過カ雨度々有り土用中ニ至リ格別冷敷御座候て 夜中ニ而も蚊谷不入程ニテ毎夜夜具着し申候 右ニ付田畑大ニ悪しく罷成畠物も半作ニ罷成候 田地之儀者不容易

凶作ニテ畠高之外一円御毛見願差出候処 御檢使様御箱持長瀬

安太郎様御組合ニ而御越被成候 御毛見高之儀ハ

五ツ五分免者青立當捨

上田ヌヌヌヌ五六 同ヌヌヌヌ五三

中田ヌヌヌヌ五壱 同ヌヌヌヌ五四

下田ヌヌヌヌ四九 同ヌヌヌヌ五一

下々田ヌヌヌヌ四七 同ヌヌヌヌ五

五ツ成免者

中田ヌヌヌ入五一 同ヌヌヌヌ五四

下田ヌヌヌヌ四九 同ヌヌヌヌ五四

下々田ヌヌヌヌ四七 同ヌヌヌヌ五

四ツ成免者

下田ヌヌヌヌ四七 同ヌヌヌヌ

下々田ヌヌヌヌ四三 同ヌヌヌヌ四五

御毛引ノ分右之通ニ御座候 但しならし七分半程引高ニ罷成候

小糸迦内分上り御藏高御指上高共ニ

中田ヌヌヌヌ五二

下田ヌヌヌヌ五

下々田ヌヌヌヌ四六

右何も青立當捨 小糸迦内分ならし八分半程引高ニ罷成候 但

し米取之分者大抵八 九合五式 三合之場所も間々有之候

一、明治己巳年十一月中御郡方より御買米として五ヶ親郷江組合へ

六百八拾石御買上米之内ニテ被仰渡候 御代金之儀者來五月

同十二月兩度ニ被下筈ニ被仰渡候 然る所当村江人指ニ被仰渡

候ニ者孫太郎江拾弐石 九助江壱石 清太郎江壱石 曾兵衛七

斗五升 長之助江七斗五升 庄左衛門七斗五升 清左衛門七斗

五升 半四郎壱石 右之通り人指ニ被仰渡候外ニ當高壱石ニ付

御高割米として壱升ツ、被仰渡候

依而極月九日三ノ丸御米藏江中米ニテ高割江上納仕候

一、右之通り人指米 御高割米共千ノ暮壱石ニ付五両相場を以御
鄉役ニテ差引ニ相成候

一、慶應四辰年手号相改明治元年となる 同年寒中十二月四日夜

中雷鳴雨風あり 翌巳ノ秋ニ至りて凶作ニ罷成 烟物共ニ悪し
く粟油斗リ大抵ニ御座候 米直段之儀ハ秋中も六両程ニ罷成

候 金子壱両正錢拾貫文致し候

一、明治式年己ノ十二月十日 寒中ニ御座候処 昼八ツ頃雷式音

鳴 雨少し降り 風も餘程吹申候 翌午年ニ至り春中も夏中迄
餘氣温ニテ罷有候 夏土用ニ至り雨度々降り暑氣無御座罷有候

所 七月中秋大暑ニ罷成ニ付田畠共上作ニ罷成 晩稻ハ別而宜

一、明治二年巳十二月 当国鹿男浜ニイギリス人ふらさん昆布積立參候所 船砂中ニ理ミニテ破損ニテ罷成 十七人乗の船なる処 漸々壱人助り上り 其後御上の御取扱ニテ右人壱人 犬壹疋松前箱館へ參候由ニ候 午正月十七日御國役人式人警衛仕り都合二人当村御昼処ニテ長走村へ御止宿仕り候 昼泊り宿共ニ異人を見物する人夥敷事ニ御座候 喰物之儀ハ卵一杯多く喰ひ候様子に御座候

一、明治三年庚午正月廿八日 於司民官辰年兵火ニ而焼失ニ相成

候もの江 徒天朝金札三両ツ、家並ニ被下置候趣被仰付候 依而同日当村焼失之人数式拾九軒片山村司民官ニ罷上り拝領仕候一、慶應四辰年 年号相改明治元年になる 同年於天朝十三年限り能金札指出候 依而日本国ニ通用致候

一、明治二年巳ノ秋 当村彦太郎と申者 同彦兵衛の稱を田面古盜取被見附 郷中へ申出ニ罷成候所 於郷中御取扱致候所 彦太郎事最勝寺様へ入寺願申上候処 同人様郷中へ訴訟ニ參りニ付郷中ニテ一統御相談之上 彦太郎事困窮之者ニテ田畠とも無御座候當人故 於村方十分以御慈愛 科料として人足三拾人為勤候苦ニテ最勝寺様へ為御任相済候

一、明治三年庚午二月二日夜 当村清九郎事郷藏を切破り御物成を盗取ニ付 依而郷中騒動す 依而式 三日昼夜家並ニ再三披

見仕候所 清九郎馬屋を俵ら出ニ付当人事白状ニ相及 然る所當人最勝寺様へ入寺願上 同人様郷中へ御訴訟ニ參り願候ニ者清九郎事吟味致候所米壱石盜取候との御言ニテ御座候得共

符前与四郎事三石五斗不足米と郷中へ申分ニ付何とも分明不相知 然る処最勝寺様郷中江願候者 当人ハ盜取候米壱石指出候封前カ壱石為差出 郷中カ壱石損為致候事ニテ内済ニ致呉れ候様 強而御訴訟ニ付 依而右之通りニテ最勝寺様へ為御任仕り御郡方様へ御内々右之趣申上候て悉く内済ニ致し候

一、明治三年庚午 於天朝 民部省通商司之金札指出候 依而正金同様ニ通用致候 当時金壱両正錢拾貫文替ニ被仰渡候 光錢壱文拾式文ニ御座候 壱両ニ付光錢八百三拾三文替ニ御座候

当春米壱石七両余の直段ニ御座候

一、明治三年春中 駅場賃錢拾式倍ニ被仰渡候 然る所夏中ニ相成候處從天朝被仰渡候者 馬遣立等之儀者一円無之 人前を以可相勤趣ニ御座候 若し馬入用之御藩有之候節者御雇ひ馬を指出し 御定賃錢倍増ニテ受取可申候 若亦 依其日 人夫格別之遣立ニテ駅場迷惑ニモ相至候節者 馬指出し不申とも不苦候様被仰渡候 然る処先年カ松前御警衛 其後御軍事御用ニ付諸方村々カ当駅江人馬相詰 割合を以人馬相勤罷有申候 津輕様御通行之節者 白沢村駅場ニ罷成 黒石様御通行之節ハ当駅ニ

て繼立罷有申候 根元加郷村々之儀ハ白沢加郷ニテ 御目代様
御巡見様 遊行上人様 重き御役人様御通行之節者 従先規白
沢村繼立ニテ罷有申候 然る處此度從天朝被仰渡候者 駅場鄉
者一日百人之分者當村ニテ相勸可申候 百人余之遣ひ立ニ相成
候節者百人外之分ハ加郷村々江割合可致趣被仰渡候 当駅掛り

役大館町泉竹之助様被仰附候

一、明治三午年被仰渡候 是迄神社ニ祭置候拾三払様被捨置候

趣ニ付 当所鎮守釈迦様其外當處ノ不動様 地藏様 長面ノ千
手歎世音様共前田道上古釈迦堂江新御堂建入置申候

一、同年七月 打飯米之儀被仰渡候者 高拾石以上之人者是迄之

通り老人ニ付壹升宛 拾石以下五石迄之間者家壹軒ニ付五升ツ

、五石以下三石迄之間者家壹軒ニ付三升ツ、三石以下式石

迄家壹間ニ付式升ツ、式石以下無高者ニ至る迄家壹軒ニ付壹
升ツ、右之通り被仰渡候

大高有之候て人不足之方有之分ハ人別丈け可指出候 先年より是
迄指出候者 大高持も無高ノ者も人別を以老人ニ付壹升ツ、指
出置候

一、明治元年辰 從天朝松前為御堅メ清水谷伝様罷下り 備後藩

中津輕藩中 其外藩中共ニ少人数ニテ箱館之城ニ居り罷有候
所 賊兵大勢討入り候所 四 五日の間清水谷伝様松前様色々

争戰致候得共 処詮防き難く 依て無拠清水様松前様諸家中召

連れ 津輕青森江御引取被遊候 右ニ付長州藩八百人餘同十一

月二日四日兩日ニ当處御止宿ニテ 津輕江御通行ニ御座候翌

午年五月中迄ニ諸藩青森其外近在共ニ御止宿仕居候得共 賊兵

中々要心堅固ニテ難討入罷有候処 同月初旬長州藩先謀ニテ夜

中渡海仕り 幷ニ諸藩討入漸々討破り 夫より數日之合戦ニ罷

成候所 賊兵方より降伏願ニ付 右ニ付軍相止ミ申候 賊兵の大

將分松平太郎様其外三人共網駕籠ニテ天朝江被指登候 当所御

泊り候て御通行ニ御座候 其外降伏人共式百人三百人斗リツ、

諸国へ預け置申候 是も後日當京江被差登候抵ニ相見得候

一、明治三年九月廿二日夜中 大館町神明堂焼失ニ罷成候 何より

出火ニ相成候茂何れ分明難相知相心得候

一、明治三年午九月廿六日夜五ツ時大館町焼失 火元御足輕町飴
屋仁三郎と申者ニ御座候 但し焼候町々者鍛冶町 中町 馬苦

呂町一円無残 大町者三拾軒余 新町拾三軒 御足輕町六軒
大工町一円無残 右之通り焼失仕候 但し焼失致候惣家数式百

六 七拾軒程と相見得候 依而近郷村々江司民官より苦 繩な

から被仰付 大館町へ仕送り申候

一、明治二年巳より御境口御番処御引取之事ニ從天朝被仰渡候
而御門明通し致置候 出入調役処斗り先年の通りニテ罷有候

依

一、明治三年午十一月被仰渡候趣者 御分国江拾萬兩御調達銀被

仰渡候 然る処郡方ニテ五ヶ親郷組合ヘ六百七拾何石ノ米ニテ

被仰付候 但し三ヶ壺通り御高割 三ヶ式通りハ人指ニテ被仰

附候 仍而当村へ人指左之通り 式拾石孫太郎 三石五郎 三

石嘉右衛門 式石清太郎 壺石五斗曾兵衛 壺石庄左衛門 壺

石長之助 壺石清左衛門 壺石九助 式石袋ノ弥兵衛 壺石同

与八郎

右之通り人指被仰付候外ニ當高壺石ニ付三升ツ、右之通りニ

御座候 但し御返し之儀者向未年と亥年迄五ヶ年ニ御収納内

ト御指引之事ニ被仰付候 但し相場米壺石ニ付四両壺歩の由ニ

御座候

但し私上納米壺石代二而九拾八匁四分 戊六月十一日御戻しニ

相成 日景孫太郎ト受取候

一、明治三歳午の秋中 従朝廷被仰渡候者平民一同苗字被指許候

如何なる貧賤の者たり共御差許之儀被仰渡候

一、先規前ニ苗字御許之儀ハ依其分限御取尽し仕り御上江米金指

上候て御免ニ罷成居候 亦勤孝等ニても有之候仁者御許ニ罷成

候も有之候

御郷役給分定

銀拾八匁 薪壺釜 銀五匁 春垣

此人足九人 此人足二人

同六匁 萱 同六匁 雪垣

此人足四人 此人足四人

同壺匁五分 糖三斗 同六匁五分藁拾三羽

同壺匁八分 人足三人六歩 但し六尺詰ママニ而

同壺匁八分 人足三人六歩

壺人ニ付五分ツ、

馬三疋口附共

壺人ニ付壺匁八歩ツ、

合四拾七匁八分 此引米式斗人足式拾人への給米也

右江三割半増ニ被仰渡候処六拾四匁五分三厘ニ成る

右江五倍増ニ被仰渡候処三百式拾式匁六分五厘ニ成る

但し明治三年午極改

一、明治四未四月御用金被仰渡候者御分国江三十万兩 当村ニ而

者 日景孫太郎三百式拾兩 奥村嘉右衛門拾五兩 右之通り式軒

江被仰附候

一、明治三年年被仰渡候者是迄五人組頭五人分合式拾五人ニ成る

右之頭を伍長と致し是迄肝煎方にて四人遣ひ雇ひ受取居候處

相互入合荷触壳可為勝手もの也

右之内家壱軒より雇ひ式人遣ひ之分ハ伍長の方にて受取可申候趣

役保銀三拾三匁

被仰附候 依而何儀勞煩ニ有之候節ハ伍長ニて取捌可仕旨被仰

附候 伍長ニて取捌不相分候節ハ肝煎江取出し取扱ニ可相成趣

嚴ニ被仰渡候

先御株札難形
左之通り

一、明治四辛未 御国天朝之御取扱ニ相成 此度被仰渡候趣者是

迄之春農助成米 駅場助成 御境村々助成 肝煎免共ニ諸事御

助成米を一円被廃候條被仰渡候

于時

明治四年

辛未十一月廿五日迄

返上之事ニ被仰渡候

一、明治四辛未被仰渡候條 以來何家業 何商売成とも願申出有
之候得ハ被仰付候旨村々江被仰渡候

一、神職を好み仏寺を相止メ自葬済を仕度願上候得者 願出次第

自葬済被仰付候 辛未秋中占

一、従前より上納仕居候御材木御増元当年より御免ニ罷成 上納不

仕候 但し当高壱石ニ付壱升式 三合位ニ御座候 辛未之調

一、明治三年庚午年より新に被仰附候者 御物成壱石ニ付正米三升

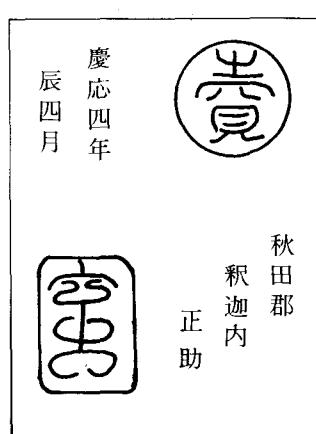
三合三勺三才ソ、用米として被仰付迷惑ニ御座候得共 無拵上

嚴敷 寒中一切雨降り不申候

一、此度原序より被仰渡候者 是迄の粧御株札返上可致趣被仰渡
付返上仕候 依而右御株札書付ニ通り左ニ扣候

右粧商売可致 但し室屋有之村たり共

一、安政五年年 右粧迦堂六百回忌ニて大講摩有りて数年是迄尊
崎に当建置候由ニ御座候處 何ツ能頃掘合之伊勢堂ノ下江御引
移し候や聊相分り不申候



敬仕罷有候処 今般天朝より御布告ニ付元古糺迦堂と名附置候

前田道上之崎江七尺四方能御堂ヲ建 糺迦様ヲ始メ色々の十三

仏様ヲ入置申候 然る処當村にて糺迦様御信心之輩も有之ニ付

村上指立人數御取合之上 寺江糺迦様の元御むろうを取賦り入 置申候

一、堀合能伊勢堂下能糺迦様の明き御堂江御むろうを拵らひ神明

様を入置申候 上の元御伊勢堂江唐松様を入置申候 千時明治

四未の四月両社御遷宮致候 但し当村肝煎 長面の半四郎外ニ

長面人數も罷出大ニ賑敷御尊敬仕候 往昔より伊勢堂と唱ひ置候

社ニ神明様 八幡様 三社有之候と能事ニ御座候 但し

御遷宮諸掛り之分ハ当村 長面共ニ一同ニ割合仕り高割と人別

ニ割合致候

一、同年長面ニ而物四郎屋敷側に千手觀世音とて是迄相祭候処

此度相廢し 社地大木皆切捨申候

一、萩長森の向はぶ上ニ神明様新社ヲ建立仕候

一、同年板子石村鎮守千手觀世音ニ而有之候処 山神社ニ祭替申

候 同年鳥井脇ニ櫻大木有之候処 板子石ニ而祈願処江願出尔

談仕り切取り申候

一、明治四辛未 松嶺山不動尊相廢し申候間 山神宮ニ祭替申候

一、不動尊鳥井の余程下り横切ニ山一円大館御城様の御分山ニ而

右御堂先年より御城の御普請ニ而罷有申候 同山ニ杉大木并ニ松
雜木共ニ沢山有之候処 御城ニ而度々売払 猶亦同年無残売払

為伐取申候

一、明治四辛未年より其処此処江自葬済人有之候 但し同年より自葬

并ニ菩提寺有之人たりとも土葬ニ仕度候仁ハ土葬ニ致候ても

一切菩提寺ニても御構い無之候 依而当年より大抵火葬ヲ相止メ

土葬ニ致候

御布告書写

今般戸籍御取調方御改ニ付 戸籍帳引渡候故出府可致候条
其扱り申達候得共 尔今出府無之 御用御指支ニ相成候故

戸籍方殊ニ案内之者長副之内一大区ニ付老人宛早々出府可有
之候也

二月 戸籍方

今般戸籍取調方御改更被成置候条 朝廷より御達有之候ニ付

別紙之通り相改候間此旨可被相心得候事

各戸長副給料并戸籍諸入費トシテ兼テ其扱り申付候通り毎

戸々早々出金 藏元江上納可有之候事

壬申二月

右之趣区内不洩様伝告可有之候也

別紙御布告式通り相達候条 刻付を以迅速廻達可致候也

壬申二月廿二日 戸籍方

戸籍調載概畧

第一則

戸籍ノ編制ハ兼テ御沙汰ノ通 当申年正月晦日現在ノ人員ヲ
根拠トスト雖 公私ノ為メ出県又ハ條行奉公ニ出ルモ本籍ニ
スルステ 改ノ日帰宅スカタキモノハ其訛頭書ニスヘシ 其
土地ニテ條行奉公ノモノハ改ノ日帰宅シテ改ヲ受ヘシ

第二則

寄留寄住トハ日誌難形通 他管轄ノ者事ニシテ県内者ヲ云フ
ヘカラス 職業ノ為メ本籍ヲ脱ス別区内ニ入ルモノハ其区内
ノ調ヲ受クヘシ

第三則

今般御沙汰ノ通 戸長副給料^井入費ハ凡テ下方ヨリ取立 相
当支給スヘシ

第四則

職分ハ總テ現在ノ業ヲ記スヘシ 仮令ハ農商ヨリ官員 兵隊

等ニ上ケラル、時ハ農商ヲ除クヘシ 然レトモ不得止事情ア
リ其家族猶旧業ヲ営メハ 名代ヲ以テ農商ヲ數フヘシ 又農
商ヨリ從者 雇人ニナルトモ是ニ做フヘシ 若兼業アレハ本
業ノミヲ記シ

第五則

官員 神官 兵隊 従者 雇人ハ戸主 家族モ各其ノ職ヲ數
ヒ 農 工 商 雜業ハ戸主幼年ト雖之ヲ數ヒ 家族ハ男女
十五歳以上ヨリ職業三従事スル者及其戸主ト職業ヲ異ニスル
者ハ 各ソノ職業ノ目に記ス廢疾ノ者ト雖トモ職業アル者ハ
職業ノ目ニ記スヘシ

第六則

官員 神官 華士族 卒 兵隊 僧尼 旧神官ノ召使ハ從者
ノ部 平民ノ召使ハ雇人ノ部ニ入レ 農工商ニ属セサルハ雜
業ノ部ニ入レヘシ
但神官トハ新任ノ神官 旧神官トハ從前ノ社人ヲ云フ 雜
業トハ某役 某職 某渡世ノ類ヲ云フ

第七則

皇學以下各國ノ學名ヲ記スモノハ凡テ專門開業ノ者ヲ記スヘ
シ 農工商中ト雖碩學ナル者ハ又之ヲ記スヘシ

但洋學ハ英仏ニカキラス各國ノ學名ヲ記スヘシ

第八則

区内之社寺 旧神官 僧尼ノ住居するハ勿論 住居セサル社
寺タリトモ 村町順次ノ番号ニ付け戸籍帳工記ス又戸籍表工
モ記スヘシ

第九則

囚獄及徒刑之人員本籍アルモノハ本籍二入レテ 戸籍表其日
ニ記スヘシ 他管轄ノ者ハ寄留ノ部ニ入レ寄留表其日ニ記ス
ヘシ

第十則

死者ハ埋葬場ノ地主ヨリ一ヶ月毎ニ取纏戸長工出スヘシ 戸
長又一ヶ月毎ニ序工届クヘシ

壬申二月

右件々難心得筋ハ戸籍侍ヘ直々可伺出事 以駆送封状壹通り
名前之通り往還可相届者也

右之通り御布告書廻文ニテ參候ニ付 明治五年壬申二月晦日夜
中写申候

大館市史編さん 第十六集
調査資料

大館地方資料文書

○慶長以来歳代記

○大館舊記

○諸色書留帳

昭和五十年十一月

発行 大館市役所内

大館市谷地町

大館市史編さん委員会

印刷

(有)大館孔版社